

児童・生徒指導資料

児童・生徒指導の充実を目指して

平成１５年１１月

栃木県教育委員会

は じ め に

現在、学校における児童・生徒指導上の諸問題等は、基本的な生活習慣にかかわる日常的な問題から不登校、暴力行為など多岐に及び、依然として深刻な状況が見られます。

それらの要因・背景として、社会全体の変化や閉塞感、行動規範としての価値観の崩壊等を挙げることができますが、特に本県における児童生徒の問題行動等の是正には、これまでの対処療法的な児童・生徒指導を改めて見直し、原点に立ち返った児童・生徒指導の一層の充実に努めることが急務の課題であると考えます。

もとより、人格の形成にかかわる児童・生徒指導の意義は、個々の児童生徒が大人として生きていくために必要な資質・能力や態度の育成にあります。このことは、児童生徒を一人前の大人として、地域社会の構成員として、精神的にも経済的にも自立し、責任ある行動がとれる人間に育成すること、すなわち、社会的に自立した人間形成への教育的営みとも捉えることができます。

責任ある行動とは、自他にとっての最善の生き方・方法を考え、決定し、行為の結果について責任を持つことであり、様々な生活状況に即して、人間いかに生きるべきかという自己指導能力に裏打ちされた行動と言えます。

このような意味から、児童・生徒指導とは、発達段階に即した自己指導能力育成への指導・援助とでであると考えます。

今回作成した本資料は、自己指導能力の育成にかかわる本来的な児童・生徒指導の在り方や具体的内容について、学校における様々な教育活動ごとに分かりやすく解説したものです。

各学校におかれましては、本資料を校内研修等の場で活用し、全教職員の正しい共通理解のもと、自校の児童生徒一人一人の健全な発達と「とちぎ教育振興ビジョン」にある本県教育目標の達成に努められますようお願いいたします。

平成15年11月

栃木県教育委員会教育長 田 嶋 進

目 次

◇ 資料の活用にあたって	p 1
No. 1 児童生徒の現状と児童・生徒指導	p 2
No. 2 学校教育における児童・生徒指導	p 4
No. 3 「心の教育」と児童・生徒指導	p 6
No. 4 学校教育目標と児童・生徒指導目標	p 8
No. 5 児童・生徒指導全体計画の在り方	p 10
No. 6 児童・生徒指導の視点を踏まえた教育課程の編成	p 12
No. 7 生徒指導主事の役割と校内組織	p 14
No. 8 社会性の育成を目指す学級経営の工夫	p 16
No. 9 児童生徒理解と学校教育相談	p 18
No.10 児童生徒の自己理解を促す取組	p 20
No.11 児童・生徒指導と学業指導	p 22
No.12 児童・生徒指導と特別活動	p 24
No.13 児童・生徒指導の視点を踏まえた進路指導の充実	p 26
No.14 校則の意義とその在り方	p 28
No.15 児童・生徒指導に関する異校種間連携の充実	p 30
No.16 家庭・地域に開かれた児童・生徒指導の在り方	p 32
No.17 児童・生徒指導に関する評価	p 34
No.18 児童・生徒指導と懲戒、出席停止	p 36
No.19 体罰根絶を目指した児童・生徒指導	p 38
No.20 学校週5日制と児童・生徒指導	p 40

【資料】

チェックリスト

- 1 児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する点検項目(H15.7.23、総第161号から)
- 2 不審者の侵入への対応チェックリスト

(「児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料」H14.3.1、総第501号から)

資料の活用にあたって

1 作成の目的

児童・生徒指導に係る内容について、各学校において充実が求められる課題等に対する教職員の正しい理解を促し、児童・生徒指導の一層の向上を図る。

2 資料の内容

これまでに県教育委員会で作成した資料等を踏まえ、「児童生徒指導の指針」などでも十分には記されていなかった内容や指導の根拠となる法令等を記述し、本来の児童・生徒指導についての考え方やその在り方などについて具体的な手順や配慮事項、留意点等が分かるような内容を掲載した。

3 資料の構成と活用上の注意

(1) 構成

全項目を見開きで構成した。左頁には児童・生徒指導を機能させる場・内容ごとにその全体構想を流れ図等で示し、それだけでは分かりにくい内容や具体的な説明、参考資料などをQ & A形式で右頁に記した。

(2) 資料の活用の在り方

- ・児童・生徒指導に関する自己研鑽のための資料及び学校の諸計画類を作成する際の参考資料として活用する。
- ・児童・生徒指導に関する校内研修資料として活用する。
（「児童生徒指導の指針」、「児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料」、その他、義務教育課及び高校教育課作成資料、総合教育センターによる資料等を併用する）
- ・家庭、地域社会、関係機関等との連携を強化するための提供資料等として活用する。

(3) 活用上の注意

- ・本書内に記されている「生徒指導主事」などの名称等は、小学校においては「児童指導主任」等と読み替える。
- ・それぞれの項目は見開きの頁で完結するように作成してあり、必要な頁だけを取り出して使用してもよいが、関連する頁や項目等も参考にしながら活用すると一層効果的である。

児童生徒の現状と児童・生徒指導

1 児童生徒の傾向（中央教育審議会第1次答申－平成8年7月－より作成）

長 所	短 所
・国際化社会への適応 ・奉仕活動への意欲 ・情報機器等への理解	・規範意識の変化と低下 ・耐性の欠如 ・社会化の遅れ ・他者感覚の喪失 ・自己肯定感や責任感の低下→承認欲求の高まり

大人による一面的な評価 → ← 生活環境の変化など

（適切な判断力、行動選択に対する負の作用）

問題行動（反社会的・非社会的な行動）へ

2 児童生徒の生活環境をめぐる今日的な課題

【児童生徒の生活空間の変化】

国際化、高度情報化、少子化・核家族化、大人の規範意識の低下、景気の低迷、犯罪の多発
社会的連帯感の希薄化、家庭や地域社会の教育力の低下、「公」と「私」の境界の曖昧化

変化の加速 社会の不透明化

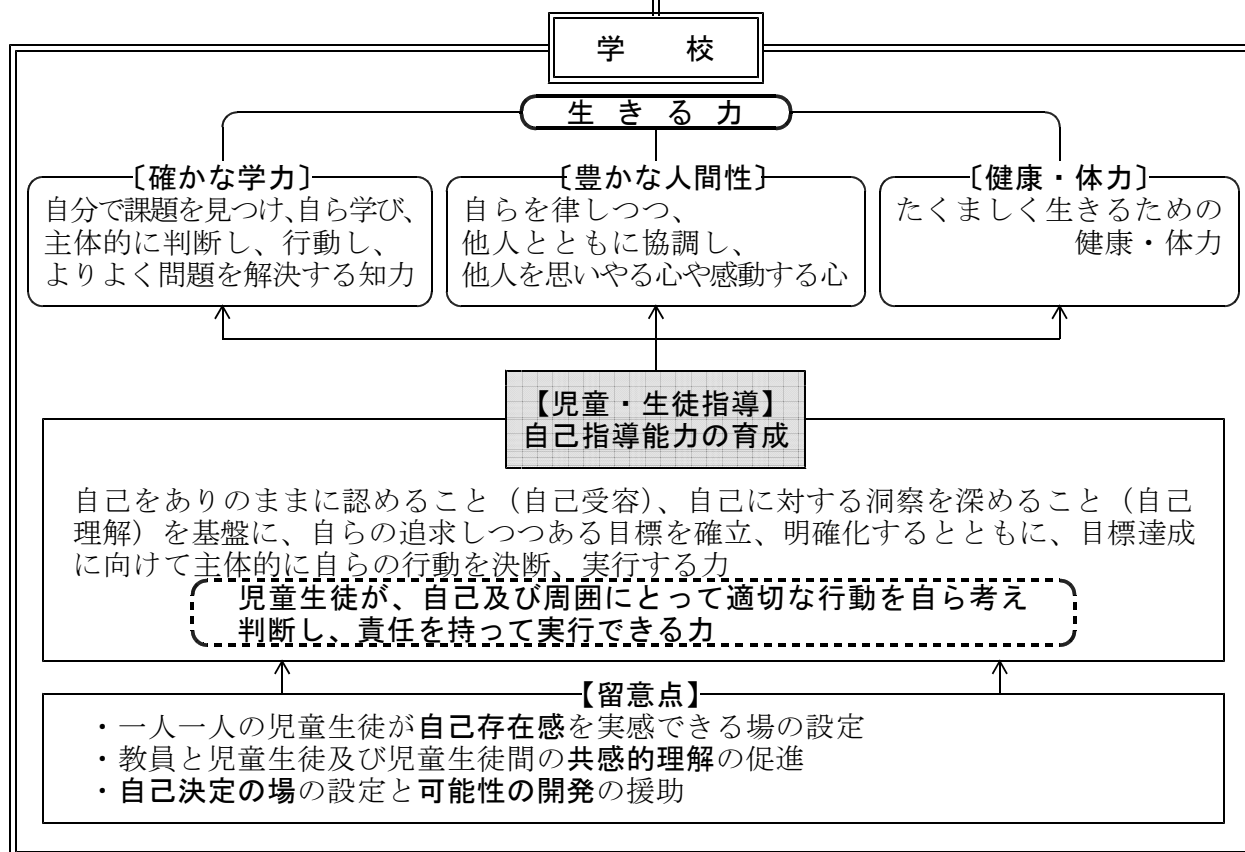
児童生徒の発達や成長への負の作用

変動社会において、自立した生き方に必要な資質や能力の育成

3 児童・生徒指導の意義

社会や集団の変化に個として主体的に対応できる能力

社会的な自立



《児童生徒の現状と児童・生徒指導》

Q 現在の児童生徒の現状で、特に問題と考えられることは、どんなことですか。

- A** ○ いじめや暴力、万引き、暴走行為といった他人に迷惑をかけるような反社会的行為と、無気力や怠惰、自分の成長としっかり向き合えないなど自分のためにならない非社会的な行為を、合わせて問題行動といいます。このような行為は個々の児童生徒の健全な発達という観点からも是正に向けた指導・援助が必要です。
- しかし、児童生徒の現状を考えると、そのような問題行動などにのみ目を向けるのではなく、将来、社会の中で自立しきちんと生きていくための資質や能力が、個々の児童生徒の発達段階に応じて身に付いているかどうかということが重要な観点になります。
- したがって、適切な判断つまり、行動選択に負の作用として働く社会性の不足、自己肯定感や自尊感情、責任感や規範意識、また、粘り強く行動するための耐性の低下などが、現在の児童生徒の問題として挙げられます。

Q 生活環境の変化は、児童生徒の成長にどう影響しますか。また、学校教育における児童・生徒指導は、そのこととどのように関係しますか。

- A** ○ 児童生徒の育ちの背景となる社会の変化は、個々の発達や成長に大きく影響します。例えば、従来は、家庭、地域社会、学校という実体験を伴う所が主な生活空間であったわけですが、現在はTVゲームや携帯電話、インターネットなどにより擬似的体験の世界が入り込み、家族間、友人間などの人間関係の変化が指摘されています。
- さらに、今後は、社会の変化や不透明感が一層加速していくことが考えられます。児童生徒が、将来、きちんと自己の「生き方」に向き合いながら自己実現を目指していくためには、社会や自分が属する集団の変化に対応しながら主体的に生きていける力を、発達段階に応じて身に付けていくことが、より重要になってきます。
- 学校は、児童生徒が社会的に自立するための資質や能力を、集団活動を通して身に付けていく所です。そのため、「生きる力」に必要な知識を蓄える学習機能と生き方を支える資質・能力や態度を育てる児童・生徒指導（自ら考え判断・決断し、自己及び周囲にとって適切な行動を選択し 自己責任の意識を持って実行できる力を育成するための指導・援助）の機能は、学校教育に求められる二本柱と言えます。
- また、学習指導と児童・生徒指導は、例えば、教科学習で身に付けた知識が適切な行動選択の基となることや、自己の生き方に対する主体的な判断が学習意欲の伸長に繋がるなど、相互に補完し合いながらそれぞれの機能を高めていくことにもなります。
- 変化の激しい時代であるからこそ、学校のあらゆる機会を生かしながら、自分のあるべき姿について児童生徒の自己理解を促し、他者や社会と積極的にかけわりながら主体的に生きていける力を身に付けさせていくことが、学校教育に求められています。

学校教育における児童・生徒指導

1 生徒指導の歴史

S. 22：ガイダンスの研究開始 ガイダンス（[Pupil Guidance]：「生徒指導」、[Life Guidance]：「生活指導」）の訳語としての「生徒指導」 〔生徒指導：教育指導、職業指導、人格指導、社会性指導、健康指導、余暇教養指導 生活指導：学校外における生活全般の指導〕
S. 26：「学習指導」と「生活指導」（「学習指導要領一般編」） ← <u>非行の第1のピーク</u> 道徳教育の意味合いが付加
S. 33：道徳の時間設置（「学習指導要領」改訂） 「生活指導」を「生徒指導」に統合
S. 35：「中学校教育特別活動指導書」 学級活動－「生徒指導の基本的な場－計画的な進路指導が行われる場－」
S. 40：「生徒指導の手引」 ← <u>非行の第2のピーク</u> 【誤解】「生徒指導」＝問題行動を起こす児童生徒への対応
S. 55：「非行防止（通知）」 【誤解】「生徒指導」学校内の反社会的問題行動（校内暴力）対策
H. 1：「学習指導要領」 ← <u>非行の第3のピーク</u> 小学校においても「生徒指導」 (S. 58) 生徒指導＝自己指導能力の育成→学級活動を主な場とする（特別活動のねらいと一致）
H. 10、11：「中学校・高等学校学習指導要領 総則及び特別活動」 ガイダンスの機能の充実

2 本県における児童・生徒指導と「生徒指導」

- H. 14：「児童生徒指導」→「児童・生徒指導」
- ・本県においては、小学校段階を「児童指導」、中・高等学校段階を「生徒指導」
 - ・「・」を加えることにより、「児童指導」と「生徒指導」との同義を強調
 - ・小学校における自己指導能力の育成にかかわる指導・援助への一層の期待

3 児童・生徒指導の実践

すべての学校における、すべての教育活動の中で、すべての教員により意識され、すべての児童生徒のために、それぞれの発達段階に応じて実践されるべきもの

教科指導 道徳 特別活動 総合的な学習の時間 その他の教育活動

ガイダンスの機能の充実と児童・生徒指導（自己指導能力の育成）

- ① 自己及び他者との適応を図るための指導・援助
- ② 主体的な選択や自己決定の態度を身に付けるための指導・援助
- ③ ①②に係る学校内外の組織的な取組を可能にする体制づくり

【具体的な指導場面におけるポイント】

- ・教える、支える、見守ることのバランス → 児童生徒の自己決定と主体的な行動
- ・多面的な児童生徒理解と評価、承認 → 児童生徒の自己肯定感、自尊感情
- ・小さな成功体験の蓄積と自己理解の深化 → 児童生徒の積極性や意欲
- ・学級などの集団づくりと体験的な活動 → 役割意識や規範意識、責任感、耐性等

《学校教育における児童・生徒指導》

Q 児童・生徒指導については、例えば、「本校は進学校であるため生徒指導は必要ない」とか、「小学校では問題行動も少ないから生徒指導（「児童指導」）は楽だろう」という誤解があるようですが。

- A ○ このような誤解は、昭和39年の非行の第2のピークを踏まえた「生徒指導の手引き」（昭和40年）の中で、「生徒指導の消極的な面」としながらも、児童生徒の問題行動への対応としての生徒指導が重点的に取り上げられたことから始まったと考えられます。
- 本来の意味での生徒指導について、生徒指導部や児童指導部を中心に校内での共通理解を進め、このような誤解を払拭していくことが必要です。

Q 「児童生徒指導」を「児童・生徒指導」と改めた理由は何ですか。

- A ○ 学習指導要領には、小学校における指導・援助についても「生徒指導」と記載されています。それは、本来、児童生徒の将来の社会的な自立を図るための指導・援助機能を表す言葉であり、その対象が小学生であるとか中学生や高校生であるとかということを表してはいないからです。発達段階の違いにより、具体的な場面における対応に違いはあっても、小・中・高等学校などの学校種による「生徒指導」のねらいの違いはありません。
- しかし、本県においては「児童生徒指導」という言葉が使われていたため、小学校においては、ややもすると中学校や高等学校とは違う指導原理があるかのような誤解を受けがちなところもありました。
- 誤解を解くためには小学校においても「生徒指導」という言葉で統一することが、最も良い方法ですが、本県においては長く「児童生徒指導」であったため、市町村における規定等の改正など一気に変更するには難しい問題もあります。そのため、平成14年度からは同義であるという意味を込めて「・」を挿入して「児童・生徒指導」としました。

Q 今回の学習指導要領の改訂により、中学校、高等学校に「ガイダンスの機能の充実」が示された意味は何ですか。

- A ○ 学習指導要領の改訂は、その時々児童生徒の実態や社会の変化などを参考に実施されていると考えられます。現在、目的意識や自己肯定感が低下したり、社会性や責任感が身に付かなかったりして、学校や社会に不適応を起こす児童生徒も見られます。今回の改訂により、総則と特別活動に「ガイダンスの機能の充実」が新たに位置付けられた背景としてこのようなことを踏まえるとともに、学習機会の拡大や進路選択の多様化、さらに生徒が将来自立を遂げる社会の変化などに対応し、生徒自身が自己の生き方を確立するための資質や能力、態度の育成が急務であることを押さえる必要があります。
- 各学校においては、様々な機会を捉えて情報の提供や案内、説明としてガイダンスはすでに実施されていますが、改めて、個々の児童生徒の学校生活への適応と主体的な選択や自己決定能力を高めることがガイダンスの目的であることを再確認するとともに、その内容や実施上の配慮として次の点について共通理解を図ることが求められます。

《内 容》

- ア 生徒が、現在及び将来の生き方を考える内容
イ 主体的かつ適切な選択能力や決定能力を育成する内容

《実施上の配慮》

- ア 集団場面での指導・援助であること
イ 態度や能力の形成に資する活動であること
ウ 発達段階に応じて計画的に指導すること

「心の教育」と児童・生徒指導

1 「心の教育」とは

(1) 栃木県教育委員会「心の教育」推進方針（平成13年3月16日決定）から抜粋

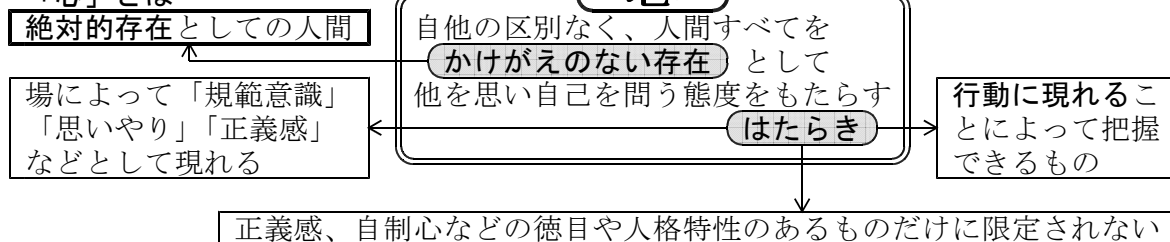
…（前略）…生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感などの弱まりが見られ、これらの「心」を育てる教育の充実が重要な課題となっている。

このため、栃木県教育委員会は、学校、家庭、地域社会、関係機関等と連携・協力し、とちぎの子ども豊かな心をはぐくむ「心の教育」を推進する。

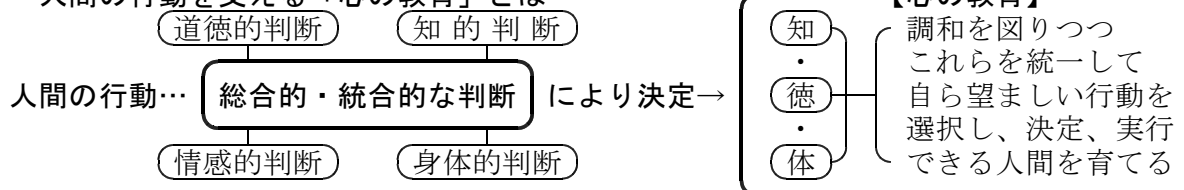
(2) 「今、求められる心の教育とはどのようなものか」（坂本昇一 千葉大名誉教授）

「No.1 Q & A『心の教育』をめざす学校教育」（教育開発研究所）から

ア 「心」とは



イ 人間の行動を支える「心の教育」とは



ウ 「心の教育」の進め方

A 基本的アプローチ…基礎づくり（人格上の発達課題の達成）

- ① 乳児期：信頼感←子どもの基本欲求の充足が重要
- ② 幼児期：自立感←集団など他とかかわる場での活動が有効
- ③ 少年期：活動性←様々な体験活動などを通して育成
- ④ 青年前期：自発性←目標の自己決定と実践を繰り返して成長
- ⑤ 青年後期：自己同一性←集団内で自己の役割を果たしながら自覚

B 発達のアプローチ…人とかかわること

- ① 子どもの自発的なかわり ←子どもの「自己決定」がポイント
- ② 自己存在が得られるかわり ←役割を果たし「役に立つ存在」に
- ③ 自他の行動を関係づけて考えるかわり ←「相手の行動の共有化」

並行して行われる

2 本来の児童・生徒指導

児童・生徒指導とは	① 一人一人の生徒の個性の伸長 ② ☆社会的な資質や能力・態度の育成 ③ 将来の社会的な自己実現（自立）のための資質・態度の形成 →個々の生徒の自己指導能力の育成を目指すもの（「生徒指導資料第20集」文部省より）	このための指導・援助
【自己指導能力】…自己受容と自己理解を基盤に、自らの目標を確立、明確化し、その達成に向けて自発的、自律的に自らの行動を決断、実行すること。		

☆社会的な資質や能力：人とかかわりの中で自他を尊重しつつ自発的に行動できる力など

3 児童・生徒指導の推進による「心の教育」の充実

【留意点】道徳教育だけに偏ることなく、すべての教育活動を通して次の指導・援助を行う。

- ① それぞれの児童生徒の持つ可能性を信じ、尊重する
- ② 年齢に応じた発達課題の達成を目指す
- ③ 集団活動を通じた相互の主体的なかわりを重視する
- ④ 目標の自己決定と自立的な行動の選択、決定、実行、評価を繰り返させる

《「心の教育」と児童・生徒指導》

Q 「心の教育」について説明してください。

- A ○ 「心の教育」は、平成8年に出された中央教育審議会答申〈第一次〉の中で、「生きる力」として示された三つの柱のうち、美しいものや自然に感動する心といった柔らかな感性を含むものとして表されているものなどを中心に、今の子どもたちに欠けがちな感性、意識等を育てていく教育として示されたものです。（下欄【参考】参照）
- 一般に「心の教育」は道徳教育が中心と考えられがちですが、県の「心の教育」推進方針に記されているように、学校教育のすべての活動を通して豊かな心を持つ児童生徒を育てる必要があり、家庭や地域社会とも連携して進められなければなりません。
- また、これまで文部科学省の生徒指導の理論を担ってきた千葉大学の坂本 昇一 名誉教授によれば、「心」を、「自他の区別なく、人間すべてをかけがえのない存在として認め、他を思い自己を問う態度をもたらし『はたらき』」であるとし、それらが場によって「規範意識」や「思いやり」「正義感」などとして現れるものであるとしています。
- さらに、「心」の表れとしての人間の「行動」は、p 6の1(2)イにもあるように道徳的判断だけでなく知的・情感的・身体的判断も含めて総合的・統合的に判断されるものであることから、「心の教育」は、いわゆる「徳育（道徳教育）」に偏ることなく、全体の調和を図りながら進めていくべきものであると言えます。

Q その「心の教育」と児童・生徒指導とはどんな関係があるのですか。

- A ○ p 6にもありますように、人間の行動は「道徳的判断」に偏ることなく、様々な角度から総合的・統合的に判断、決定されるものであり、社会的に自立した人間にはこれらの判断を主体的に行うことが求められます。また、場に応じて判断し、最も適切な行動をとることができるような人間を育てていくのが「心の教育」です。
- つまり、行動に対する価値観がそれぞれの人間に生じ、これに沿って行動することになりますが、未熟であったり判断を誤ったりした場合は社会的に認められない行為となり、それが児童生徒であれば「問題行動」であったりするということになります。
- 一方、児童・生徒指導は、自己理解と自己受容を基盤に、自己の目標を確立、明確化し、主体的に自らの行動を決断、実行できる「自己指導能力」を育成することです。それは、場に応じて最も適切な行動がとれるような力、あるいは人とのかかわりの中で自他を尊重しつつ行動できる力をつけさせることであり、つまりは「社会的な資質・能力」を育成することとすることができます。
- 両者は心を耕し、人間としての行動の価値観を育成することであり、「心の教育」の推進が児童生徒の「自己指導能力」の育成を図ることにつながり、また、児童・生徒指導を機能させた教育活動を進めることが「心の教育」の推進にもなると言えます。
- いずれにしても、児童生徒一人一人を尊重し、発達段階を踏まえつつ、あらゆる教育活動において、主体的な行動の選択、決定、実行、そして評価、見直しを行いながら次に生かす体験を繰り返すことができるように児童生徒に働きかけていくことが大切です。

【参考】中央教育審議会第1次答申（平成8年7月）第1部(3)から抜粋

「生きる力」は、全人的な力であり、幅広く様々な観点から敷衍することができる。

まず、「生きる力」は、これからの変化の激しい社会において、いかなる場面でも他人と協調しつつ自律的に社会生活を送っていくために必要となる、人間としての実践的な力である。それは、紙の上だけの知識でなく、生きていくための「知恵」とも言うべきものであり、我々の文化や社会についての知識を基礎にしつつ、社会生活において実際に生かされるものでなければならない。

「生きる力」は、単に過去の知識を記憶しているということではなく、初めて遭遇するような場面でも、自分で課題を見つけ、自ら考え、自ら問題を解決していく資質や能力である。これからの情報化の進展に伴ってますます必要になる、あふれる情報の中から、自分に本当に必要な情報を選択し、主体的に自らの考えを築き上げていく力などは、この「生きる力」の重要な要素である。

また、「生きる力」は、理性的な判断力や合理的な精神だけでなく、美しいものや自然に感動する心といった柔らかな感性を含むものである。さらに、よい行いに感銘し、間違った行いを憎むといった正義感や公正さを重んじる心、生命を大切に、人権を尊重する心などの基本的な倫理観や、他人を思いやる心や優しさ、相手の立場になって考えたり、共感することのできる温かい心、ボランティアなど社会貢献の精神も、「生きる力」を形作る大切な柱である。

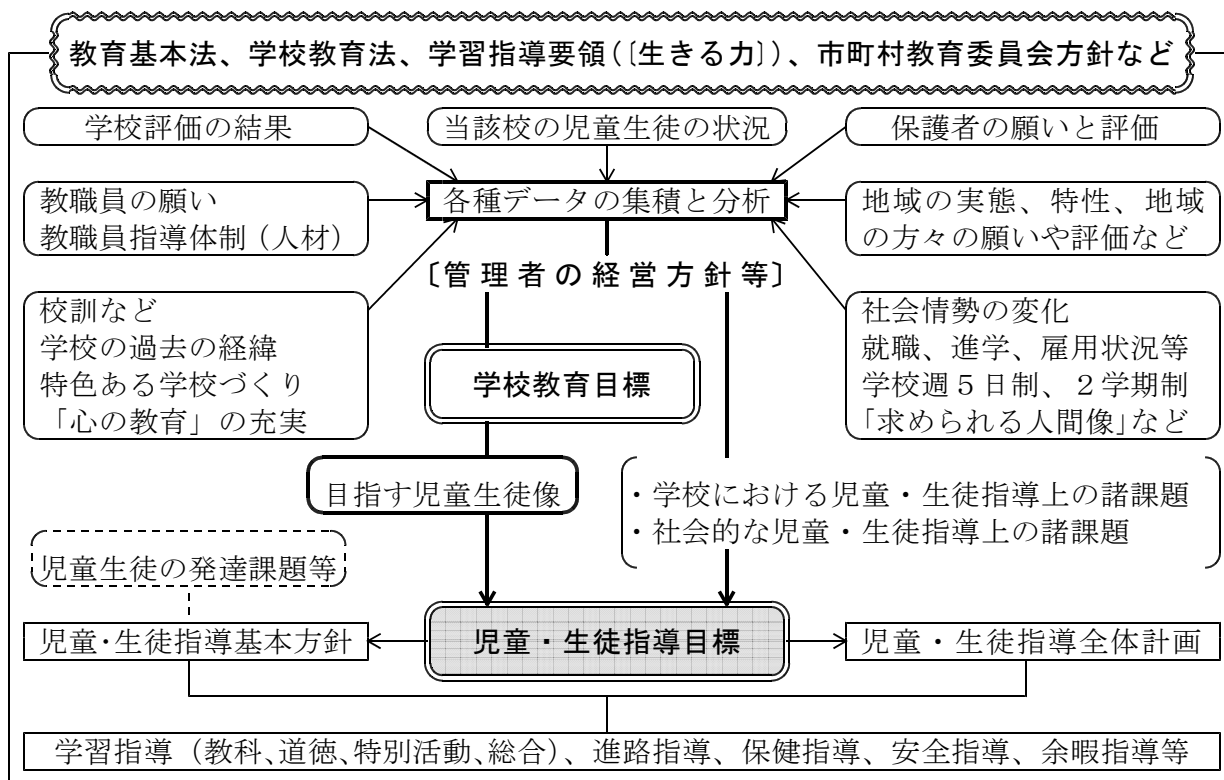
そして、健康や体力は、こうした資質や能力などを支える基盤として不可欠である。

学校教育目標と児童・生徒指導目標

1 学校教育目標と児童・生徒指導目標との関連（目標等の概念）

校 訓	学校創立時などからの当該校における普遍的な教育の理念を凝縮したもの。 (修正されることは極めて少ない)
学校の 教育目標	国、県や市町村教育委員会の教育方針、児童生徒などの実態等をもとに、 学校としてどのような児童生徒を育てたいかを端的に表現したもの。 (中・長期的な視点に立って見直されるべきもの)
目指す 児童生徒像	学校教育目標に添い、目指す児童生徒のあるべき姿を児童生徒に理解しやすい表現で示したもの。知・徳・体などの観点それぞれに応じた児童生徒像で示すことが多い。 (実態等の変化に応じ、評価を踏まえて年度ごとに見直すべきもの)
児童・生徒 指導目標	学校教育目標を達成するため、児童・生徒指導の視点から見た児童生徒等の 実態や課題、社会的な諸課題等を踏まえて、どのような児童・生徒指導を行 うかを集約的に表現したもの。 (実態等の変化に応じ、評価を踏まえて年度ごとに見直すべきもの)

2 学校教育目標と児童・生徒指導目標の設定



3 児童・生徒指導目標の設定に関する留意点

- (1) 毎年度ごとに多角的な視点からの見直しを行う。
 - ・学校の自己評価(前年度の課題達成状況等)、保護者等の実態、県・市町村や地域等の課題等から
- (2) 本来の児童・生徒指導の趣旨を十分に生かす。
 - ・自己指導能力の育成、自己指導能力の育成を図る三つの留意点
- (3) 児童生徒の問題行動等の原因・背景を踏まえる。
 - ・当該校で発生した児童生徒の問題行動等の分析、児童生徒理解の重要性

《学校教育目標と児童・生徒指導目標》

Q 児童・生徒指導目標は学校教育目標とどのような関連があるのですか。

- A** ○ 学校教育目標は、各種の法令や県、市町村教育委員会の方針などを踏まえるとともに、各学校の児童生徒や保護者などの実態、学校の教員や地域の方々の要望、評価など、多角的な視点から設定するもので、各学校における最も基本となる目標です。
- そのため、p 8 の 2 にあるように多くの視点から管理者自身が実態等を判断し、これにどんな児童生徒を育成したいか、どのように学校経営を進めたいかなどの独自の考えを加味して設定されることになります。
- これらを児童生徒や保護者に理解しやすく、具体的なイメージがつかめるようにしたものが「目指す児童生徒像」で、多くの学校で設定されています。
- 児童・生徒指導は文部省生徒指導資料第20集にも「学校が教育目標を達成するためには欠くことのできない重要な機能の一つ」と記されているように、学校教育を進めていく上で極めて大切な機能です。ですから、学校教育目標を達成するために、これに応じた児童・生徒指導に特化した目標を設定して、児童生徒の指導に当たることになります。
- なお、学校教育目標や「目指す児童生徒像」などは様々な形式があり、それぞれの学校の実態や学校経営の方針等に応じた形で設定するようにすることが必要です。

Q 児童・生徒指導目標はどんな手順で設定すればよいですか。

- A** ○ 児童・生徒指導目標は、各種の法令や様々な実態等を踏まえて設定された学校教育目標を基本に、学校における児童・生徒指導上の課題や社会的に解決が求められている諸課題等を踏まえて設定する必要があります。
- 多くの学校では児童指導主任や生徒指導主事が中心となってその案を作成し、児童指導（生徒指導）部会などにおいて検討した後、運営委員会や職員会議等を経て管理者の決裁を得る手順が取られています。
- その後、学校教育目標の下に学年目標や学級目標が設定され、これに応じて学年や学級の児童・生徒指導目標を設定していくことになります。その際、児童生徒の発達課題を踏まえることも大切な視点であり、目指す姿を明らかにしつつも学年の発達段階に応じた無理のない目標を設定する必要があります。

Q 児童・生徒指導目標の設定について、特にどんな点に配慮すればよいでしょうか。

- A** ○ p 8 の図にもあるように、様々な視点から目標等を考えていくことになりますが、これからの児童・生徒指導のあるべき姿を考えた場合、次の点を踏まえる必要があります。

- ① 問題行動のみに目を向けることなく、社会の中で自立して生きていくために必要な力（生きる力）の育成を図ること。
- ② 自己指導能力の育成を図る上で、児童生徒の発達段階に即した発達課題の達成についての共同実践を重視すること。
- ③ 学校内外の多様な教育力を活用するなど、開かれた児童・生徒指導に資すること。
- ④ 学校の状況に応じた独自の指導計画等を開発し、学校内外のネットワークを生かしたものとすること。
- ⑤ 学習指導要領で特に重視している「ガイダンスの機能」の充実を図ること。

- 次に、評価結果の活用が重要です。目標等を設定する際には、必ず学校評価、教職員や児童生徒、保護者のアンケート、学校評議員等の意見など、現状についての客観的な評価を行い、その結果を生かすこと、児童生徒の自己指導能力を育成する上での本来の児童・生徒指導の充実を図ることが必要です。なお、問題行動等への対策を考える際には発生した事象だけにとらわれず、必ずその原因や背景等を踏まえるようにすることも大切です。

（児童・生徒指導の評価→ p 34 参照）

児童・生徒指導全体計画の在り方

1 児童・生徒指導全体計画の意義

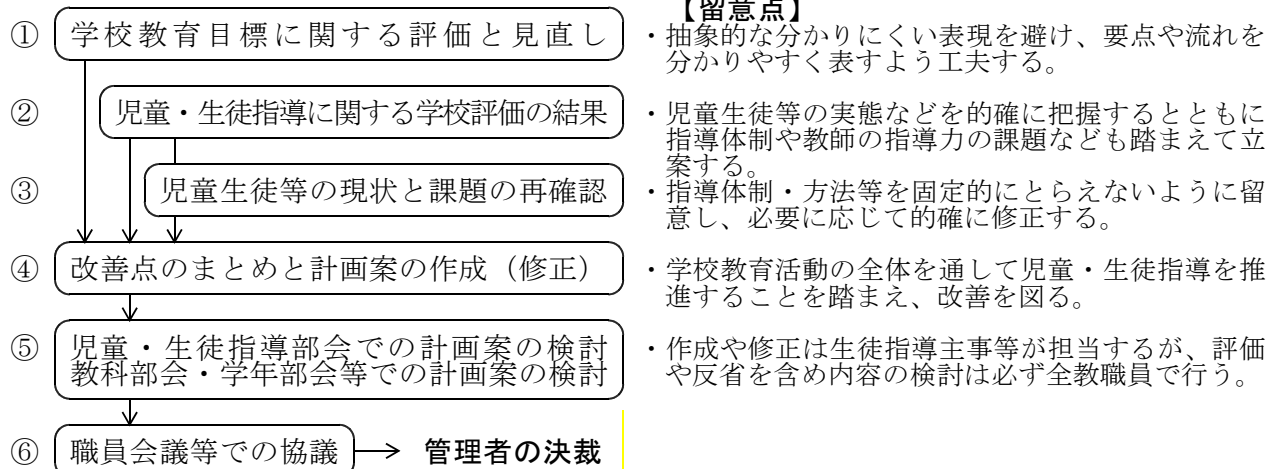
児童・生徒指導を意図的・計画的に推進するための全体構想→バランスの取れた指導の充実

- ・教職員の共通理解が不可欠
- ・すべての教員が作成にかかわること

2 児童・生徒指導全体計画の構成例（主な項目・内容）

①児童・生徒指導目標	学校教育目標を達成するため、児童・生徒指導の視点から見た児童生徒等の実態や課題、社会的な諸課題等を踏まえて、どのような児童・生徒指導を行うかを集約的に表現したもの。
②基本方針	児童・生徒指導目標を踏まえ、当該年度においてどのように児童・生徒指導を進めるかを表現したもの。
③指導の重点と具体策	重点…当該年度において特に重点的に指導を強化するもの。保護者や地域の協力を得るとともに全校を挙げて取り組まねばならない。 具体策…取り組むべき内容や方法等など具体的に何を行えばよいかを記したもの。
④学年別目標	学校としての児童・生徒指導目標を学年の実態に応じた形にしたもの。学年間の発達段階の違いを踏まえ、系統性を考慮する必要がある。
⑤各種指導・教育の重点	児童・生徒指導目標や基本方針、指導の重点等を踏まえて、関係する他の校務分掌や教科等の指導、あるいは児童生徒理解、学級経営など活動分野ごとなどにおいて、特にどのような点に努力するかを示したもの。
⑥年間指導計画	全体計画で示された目標や具体策等に従い、計画的に指導事項や留意点などについて学期ごとや月ごとに取り組めるよう配分したもの。

3 作成の手順とその留意点



4 全体計画に沿った実践とマネジメント（管理）

- 全教職員による確実な共通理解
 - ・全教職員の共通理解による全校を挙げた徹底した取組、実践
- 関係する分掌等それぞれの全体計画への反映
 - ・基本方針を踏まえた各分掌の業務立案と連携の強化
- 児童生徒及び保護者への周知と具体的な方策や努力点の明示
 - ・児童生徒への方針、努力点等の明示による全校的な取組の徹底
- 地域への周知と協力依頼
 - ・全体計画等の公表等による情報発信をもととした連携・協力の強化
- 児童・生徒指導のマネジメント
 - ・「計画－実践－評価－見直し」の確実な実施と次年度の諸計画への反映

《児童・生徒指導全体計画の在り方》

Q 児童・生徒指導全体計画はなぜ必要なのですか。

A ○ 児童・生徒指導計画は、学校教育目標を踏まえた児童・生徒指導目標に従い、教職員の共通理解の下に意図的・計画的な指導・援助を確実に推進するための全体構想として不可欠なものです。

Q 計画にはどのような内容などを入れればよいですか。

A ○ この計画は学校の実情や評価に基づき、毎年、見直されながら作成されるもので、構成内容も様々です。主な項目としては、児童・生徒指導目標、年度の児童・生徒指導の基本となる考え方を示した基本方針、当該年度において特に力を入れて指導するものとしての指導の重点、これを実現する上で具体的に何を行えばよいかなどを示した具体策などが挙げられます。

○ また、児童生徒の発達段階に応じた系統性を明確にするための学年別目標、教科指導や関連の深い領域、活動分野などの取組の方針を示した各種指導等の重点などのほか、これらが具体的にどのような時期に何を行えばよいかなどや他との連携をどのように図ればよいかなどが分かるように学期ごと、あるいは月ごとにまとめられた年間指導計画も全体計画には欠くことができないものです。

Q 全体計画はどんな手順で作成したらよいですか。

A ○ 計画の作成に当たっては、全教職員で行う児童・生徒指導目標の前提となる学校教育目標の評価や見直し、児童・生徒指導に関する学校評価の結果を踏まえるとともに、児童指導主任・生徒指導主事のみで判断した児童生徒の現状と課題などを勘案して次年度への改善点を明確にします。その上で改善・修正をした計画案を作成し、児童・生徒指導部会で検討し、次いで運営委員会や職員会議等を経て管理者の決裁を得る流れが多く和学校で取られている手順です。

○ その際、児童・生徒指導目標と同様に一部の教職員だけで作成するのではなく、必ず何らかの形ですべての教職員が立案・修正・検討に加わるようにし、全教職員の共通理解とそれぞれの教職員の主体的な取組につながるような配慮が必要です。

○ また、計画に記した各種の教育・指導等との関連を確実にするため、関連の深い他の分掌との連携を明確にし、計画に記された内容とずれや落ちがないようにチェックすることも児童指導主任・生徒指導主事の業務として必要なことです。

一方で、月別の計画など日程にかかわることなどは、状況に応じて臨機応変に対応できるようにするとともに、硬直したものとならないような配慮も必要です。

Q 全体計画はどんなことに留意して実践すればよいですか。

A ○ どんな計画でもそうですが、必ず全教職員の共通理解を図ること、関連する諸計画等にも児童・生徒指導の視点を加えることなどが重要です。

また、児童・生徒指導目標や当該年度の重点、努力点、具体策などは、可能な限り児童生徒や保護者、必要に応じて地域の方々にも様々な方法で伝えるようにし、児童生徒自身の目標につなげたり保護者との連携強化のための手段としたりすることも児童・生徒指導の充実を図る上での効果的な工夫の一つと言えます。

○ 特に注意しなければならないのは、全体計画ができるとそれだけで安心したり修正を面倒がったり怖がったりする傾向が一部に見られることです。計画を立案し、それに従って実践の上、評価（反省）した結果を、次年度の計画に反映させてこそ計画を作成した意義があると言えます。

【参考】 中学校の年間指導計画の例

月	重点目標	生徒指導部	学習指導	教育相談	校内生活	校外生活	生徒指導だより…
4月	集団生活に必要な心構えを育てる。	年間指導計画提示 各係計画の詳細提出	小集団学習の訓練 習熟度別班の編制等	個別の基礎資料の作成 教育相談室のPR	「学校生活のきまり」配布 新入生オリエンテーション	校区内関係機関・団体への諸連絡	①学校生活のきまり ②適応指導に関する家庭との連携 ③連休前の生徒指導の重点等
5月	健康・安全への主体的な取組を…	第1回校内研修（生徒指導の基本）	予習・復習の在り方 家庭学習の…	「家庭訪問の心構え」配布	遅刻防止週間 あいさつ運動 強調週間	PTA 校外生活委員会の編制等	④学習指導と生徒指導 ⑤家庭訪問の結果から ⑥教育相談室の利用

児童・生徒指導の視点を踏まえた教育課程の編成

1 教育課程の意味

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画
(生徒指導の手引 改訂版)

教育課程
各教科
道徳 (除：高校)
特別活動
総合的な学習の時間

(各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。… (学習指導要領第1章総則の1))

基本的な要素 ①学校教育目標の設定 ②指導内容の組織 ③授業時数の配当

《教育課程編成の基本》

国全体としての統一性・共通性

+

地域や学校の実態
発達段階や特性 (個性重視)
学校としての特色づくり

= 教育課程の編成

2 教育課程の内容と児童・生徒指導との関連

(1) 各教科

自ら学び自ら考える力の育成

基礎的・基本的な内容の確実な定着

個性を生かす教育の充実

自己指導能力の
育成

自己存在感の付与

共感的人間関係

自己決定の場の付与等

(2) 道徳 (人間としての在り方・生き方の指導)

道徳	人格のよりよき発達を目指す上で共通する部分	児童・生徒指導
児童生徒の 道徳性の育成 (価値観の形成) を目指す	・人間尊重の精神を具体的な生活の中で生かす ・自己の生き方や行動の仕方を選択し、決定する 能力・態度の育成 ・児童生徒理解を深め、一人一人を生かす指導 ・教師と児童生徒、児童生徒同士の望ましい人間 関係の育成が基盤	児童生徒の 自己指導能力の育成 を目指す

◎道徳的価値観の形成と児童・生徒指導の自己指導能力の育成は互いに補完しあう関係

(3) 特別活動

- ・自主的、実践的な態度の育成
- ・社会性や集団性の育成
- ・個の伸長と生き方への指導・援助

児童・生徒指導の機能を
集約的に発揮する場

○実践的・体験的な活動の充実

- ・学級集団内の人間関係の改善、人間関係づくりの活動
- ・生徒会活動、学級 (HR) 活動、学校行事、クラブ (小) の充実
- ・教師と生徒、生徒同士の人間関係

(4) 総合的な学習の時間

自ら課題を見付け、学び、考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力、及び問題の解決や探究活動に主体的・創造的に取り組む態度などの育成を目指す

3 教育課程を編成する上での留意点

(1) 個性を育て、生かす

・学習内容の習熟の程度に応じた指導形態や方法の工夫、興味・関心を生かした教材の工夫や指導時数の確保、選択幅の拡大、体験的な活動や問題解決的な学習の充実、児童生徒自身の自己決定や自己選択の場の確保など、個性を生かす教育の推進のための編成に留意する。

(2) 時数の確保

・年度初めの人間関係づくりや異校種間連携による体験活動などの特別活動の時間を十分確保するなど、児童生徒の実態にあった教育課程の編成に配慮する。

(3) 学校完全週5日制との関連 (p 40・41参照)

・個性を生かすとともに、自ら考え、主体的に判断、行動できる資質や能力を育成することを主眼に、学校生活を送る5日間の指導の充実と土・日の生活との関連に配慮する。

(4) 地域や学校の実態との関連

・地域性、教育環境、生活様式、教育観、学校の立地条件、規模、教職員構成等を念頭に置き、例えば、学校行事と地域の行事の融合を図るなどの特色ある学校づくりを推進する。

《児童・生徒指導の視点を踏まえた教育課程の編成》

Q 教育課程を編成する際の注意事項を教えてください。

- A** ○ 教育課程は、教務主任など「一部の先生が作成すればよい」といった、誤った考え方をしている学校もあると聞かことがあります。しかし、それでは、国全体としての共通性は保たれても、学校の実態や児童生徒の現状などは十分に考慮できなくなることも考えられます。
- 大切なことは、全教職員が校長が示した教育課程編成の大綱を理解し、編成作業に携わることです。各教科や道徳、特別活動の計画や学年・学級経営計画、児童・生徒指導計画などの全体計画を、担当者だけでなく学年や教科などの部会等で検討することにより、全教職員が作成にかかわるという意識を持つことです。それを職員会議に諮ることにより全教職員の共通理解を図ることができます。
- また、児童生徒の現状や地域性、学校規模などの学校の実態を考慮し、どこに重点的に時数を配分するかなど、特色ある編成を行うことも大事です。例えば、中学校では小学校に比べていじめや不登校などの問題行動等が増加する傾向があることから、学期はじめにはガイダンスの機能を充実させる取組を計画することが必要です。

Q 児童・生徒指導と教育課程の関連について具体的に教えてください。

- A** ○ 児童・生徒指導と教育課程との関連は薄いように思われがちですが、児童・生徒指導が「領域」でなく、「機能」であることから考えれば教育課程のすべてに児童・生徒指導が関連していることは言うまでもありません。各領域のすべてに児童・生徒指導が深く関連しています。
- 児童・生徒指導が「機能」するということは、「自己存在感を与える」「共感的な人間関係」「自己決定の場を与える」という三つの視点を絶えず教育活動の中に存在させることです。
- 各教科では、主体的に学ぶ意欲を育てたり、習熟度別の指導や個別計画の作成による基礎・基本の定着、また、選択科目の工夫など、そこには生徒指導を展開するための機能が働くことになります。その結果、不適応の減少などにも役立つことになるのです。
- また、学級内の人間関係をよくすることなどは、特別活動にかかわる大切な機能です。小学校では学校行事の位置づけの工夫、中学校での不適応を起こさないための年度当初に人間関係づくりのプログラム設定、高等学校での生徒会活動や生徒の自発的活動の援助等、教育課程の編成・実施に当たって留意したいものです。
- 学校の教育活動には、教育課程に定められない、例えば、清掃の時間や放課後の活動など、学校独自の文化に相当する、いわゆる「hiddenカリキュラム」があります。そこに児童・生徒指導を機能させることにより、一層の特色ある学校づくりが実現されます。

Q 児童・生徒指導には、なぜ、特別活動の時間が重要なのですか。

- A** ○ 教育課程の編成の際に特に配慮したいことは、児童生徒が意欲を持って学習に取り組むような環境づくりです。そのためには、児童生徒にとって「今日は学校で〇〇をするんだ」「学校へ行きたいな」と思わせるような工夫が必要です。
- 教育課程の中で、運動会、学習発表会(学校祭)、合唱コンクール、遠足などの学校行事は児童生徒が楽しみにしているものの一つです。行事削減などの課題に対しては、児童生徒の思いも考慮しながら時数合わせのみの考え方に偏ることなく、児童・生徒指導の機能が最も発揮される特別活動の時間の確保に努めることが重要です。
- また、学級(HR)活動での人間関係を深める取組等も、社会性や規範意識、責任感など、児童生徒の社会的自立のための重要な活動であると言えます。

生徒指導主事の役割と校内組織

1 生徒指導主事（小学校：児童指導主任）の役割と資質（文部省「生徒指導の手引」より）

○生徒指導主事…学校の児童・生徒指導推進の要→優れた識見と力量、人格が求められる

【生徒指導主事の役割】

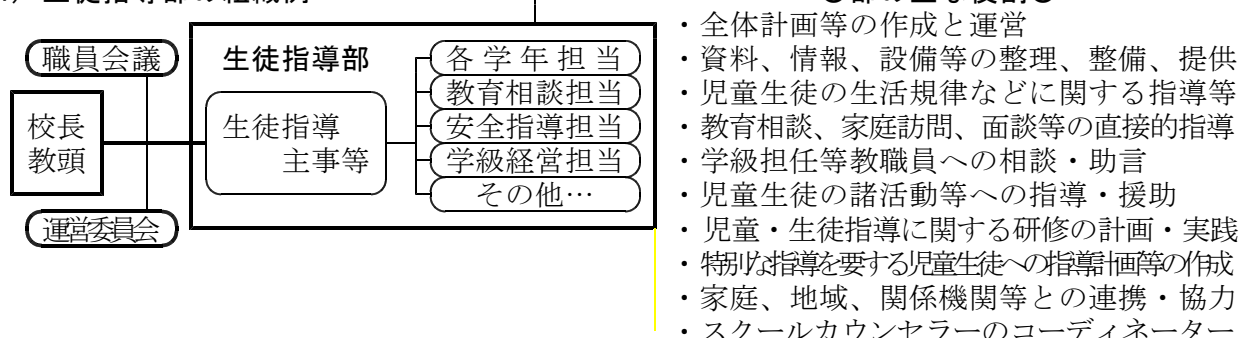
- ①生徒指導の組織的、計画的な運営（目標案、全体計画の立案等）
- ②全校・分掌間の連絡・調整
- ③生徒指導に関する連絡・助言
- ④専門的知識や技術の習得
- ⑤教職員等への指導、助言
- ⑥生徒指導に関する資料の整備・提供
- ⑦家庭や地域、関係機関等との連携

【生徒指導主事の資質】

- ・生徒指導の意義や課題の理解
- ・教師・生徒・保護者からの信頼、指導性
- ・学校教育全般を見通す視野・識見
- ・生徒指導に必要な知識・技能
- ・向上心、努力、研鑽、意欲、生徒への愛情
- ・生徒指導に必要な情報収集と資料等の提示（学校レベル、地域レベル、県レベル、国レベル）
- ・生徒指導に関する全教員等の理解と意識の高揚
- ・学校・生徒・地域の現状理解と指導計画立案等

2 生徒指導部の組織例とその役割

(1) 生徒指導部の組織例



(2) 組織づくりのポイント

- ア 問題行動対策のための組織であってはならない
- イ 「児童・生徒指導は全員で行う」という視点を明確に持つ
- ウ 学校の実情や児童・生徒指導の方針に応じた人員配置等を行う
- エ 部内のそれぞれの担当の役割の明確化を図る
- オ 他の分掌との連携の視点を明らかにし、連携・協力を進める

3 他の分掌との連携

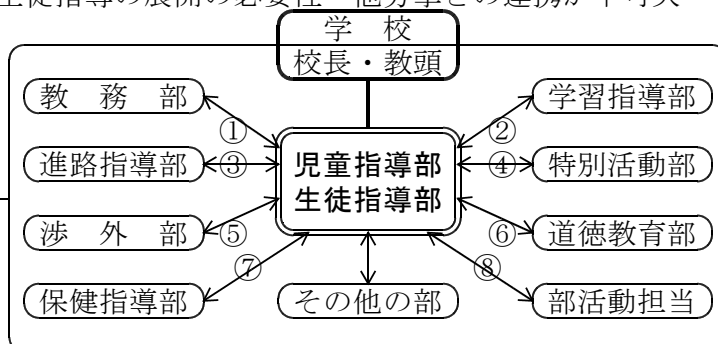
(1) 連携の必要性

- 児童・生徒指導…全教職員の共通理解の下に学校の教育活動全体を通して実践
- すべてに機能する有機的な児童・生徒指導の展開の必要性→他分掌との連携が不可欠

(2) 他の分掌との連携の在り方

【連携の視点等】

- ① 教育課程の編成や目標設定
- ② 学習指導での自己存在感等
- ③ 主体的な進路決定に向けた指導
- ④ 自主性・自立性を伸ばす活動
- ⑤ 家庭・地域社会との連携
- ⑥ 人間の生き方の自覚と実践
- ⑦ 健康・安全や保健相談等
- ⑧ 自治的・自発的な取組等



(3) 連携推進上の留意点

- ア 生徒指導の意義の共通理解……すべての教職員による指導の重要性
- イ 組織的、計画的、協力的な指導体制……各分掌間での連携と機能の分担
- ウ 組織の定期的な見直し……学校評議員制度の活用、全教職員の意識の向上
- エ 係の記録の累積と評価に向けた活用……有効な指導・援助と次年度計画の改善への活用

《生徒指導主事の役割と校内組織》

Q 生徒指導主事（小学校：児童指導主任）は生徒指導の中核的役割を担うと言われていますが、具体的にはどのようなことを行えばよいのですか。

（小学校では、以下の生徒指導を児童指導と読み替える）

- A** ○ 生徒指導主事は学校全体の要として、生徒指導推進の中心となるべき職です。ですから教職員だけでなく、児童生徒や保護者、地域の方々からも信頼が得られるような優れた識見と力量を備え、誰もが認める人格者でありたいものです。そのためには、p14の1にもあるように、生徒指導主事として身に付けなければならない様々な資質が求められます。
- その職務は、生徒指導の全体を掌握し、組織的・計画的な推進を図ることが最も重要となりますが、このほか、学校全体を見通した各分掌間の調整や、教職員、児童生徒、保護者等への助言や指導・援助、家庭や他の関係機関等との連携なども業務に含まれます。
- さらに、他に助言等を行うためには自らの生徒指導に関する専門的知識や技術が求められますし、生徒指導に係る各種の資料の収集や教職員等への提供も必要となるなど、多岐にわたる内容をこなさなければなりません。
- しかし、これらを一人でこなすことは至難の業であり、生徒指導部としてそれぞれの部員が部分的に役割を分担し合いながら、組織的に対応していくことが大切です。

Q 生徒指導部は部内でどのように業務を分担していますか。

- A** ○ 生徒指導部の組織は学校によって様々です。どこの学校でも生徒指導主事はその統括を担うことは共通していますが、部の中をどのように分担するか、あるいはどのような担当が含まれるかは学校の実情等によって異なってきます。
- p14に示した生徒指導部の図は一つの例ですが、学校によっては特別活動や進路指導を生徒指導部に位置付けたり、部活動も取り込んでいるところもあります。これらはそれぞれの学校で、何に重きを置くかによっても異なりますし、教職員の人数の多少によっても異なってきます。
- この組織づくりを進めるに当たっては幾つかのポイントが考えられますが、くれぐれも「問題行動」対策のみに力点を置いてはいけないということです。児童生徒の自己指導能力を育成するという本来の生徒指導のねらいを達成するために、最も効果的で円滑に推進できる体制を整える視点が重要であると言えます。
- このほか、部員全員で取り組むことやそれぞれの役割の明確化などの視点も求められますが、人数や人材の配置なども工夫すべき点の一つです。

Q 生徒指導部の連携というのは警察等の関係機関とが主であって、他の部との連携は必要なのですか。

- A** ○ 生徒指導＝問題行動対応という考えを持つとそうした意見に偏りがちですが、生徒指導は「すべての生徒に対して、すべての教員により、すべての教育活動の中で」実践され、生徒一人一人にとっての自己実現を援助し、自己指導能力を育成することを目指すものです。この考えに立てば校内における連携の必要性が理解できます。
- 学習指導では一人一人の生徒の取組を尊重し、個人名を正しく呼びながら学習の成果を認める、正答や成果を賞賛する、失敗は一概に否定せず努力を認める、個々に応じた活躍の場を与えるなど、児童・生徒指導の機能を生かした授業の展開が望まれます。
- 特別活動は、児童・生徒指導の機能を生かし、生き生きとした学校づくりを進める上で有効な場です。例えば体育祭や文化祭などの学校行事では、実施に当たって生徒会活動や学級活動の自主的な計画づくりや運営が必要となります。日ごろは自分の能力を十分に発揮できない生徒が目を見張るような活躍をし、周囲からの賞賛により当該生徒の自己存在感が得られ、さらなる成長が期待されます。生徒指導部と特別活動部との連携が図られることによって、一層の生徒指導のねらいの達成が図られるのは言うまでもありません。

【参考】 その他の連携を図るべき諸会議等

- ・ 児童・生徒指導委員会（校内職員等で構成）…全校的な問題や諸課題への対応など
- ・ 事例研究会…個別の特異な事例や対応の在り方が困難な事例についての研究会
- ・ 児童・生徒指導対策委員会等（校外の関係者も含む）…校区内の情報交換や対策案の検討
- ・ 学年会議…学年、学級の情報交換と指導の在り方の検討など
- ・ 教科会議…児童・生徒指導の機能を十分に生かした学習指導の在り方の検討など
- ・ 異校種間連携合同会議…地域における児童・生徒指導の在り方や指導の一貫性の検討など

社会性の育成を目指す学級経営の工夫

1 児童・生徒指導における学級（ホームルーム）経営の意義

- ◎学級：児童・生徒指導を最も意図的、計画的、継続的、効果的、かつ確実に実践できる場
→学級経営計画への児童・生徒指導に関する視点の位置付けが必要

日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること。

（小学校学習指導要領 第1章「総則」（第5の2（3））より）

2 学級経営における児童・生徒指導の視点

(1) 学級経営に関する児童・生徒指導面からの主な業務

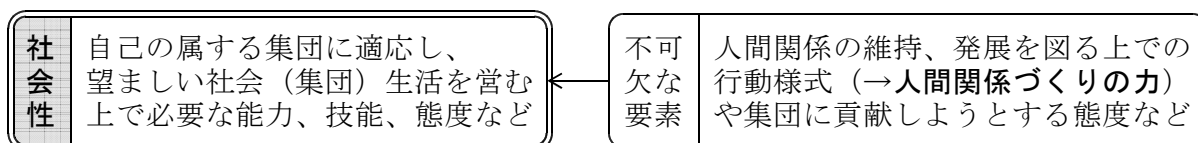
- ア 児童生徒理解とこれを踏まえた指導・援助（個人を中心とした指導・援助）
- イ 学級集団の指導（学習集団、生活集団、人間関係、規律や責任感、モラル等の指導）
- ウ 教室環境の整備（環境構成の計画・維持・更新、言語環境の整備、安全管理など）
- エ その他（校内組織との連携、家庭や地域社会との連携など）

(2) 個人と集団との関係の調和を図るための視点

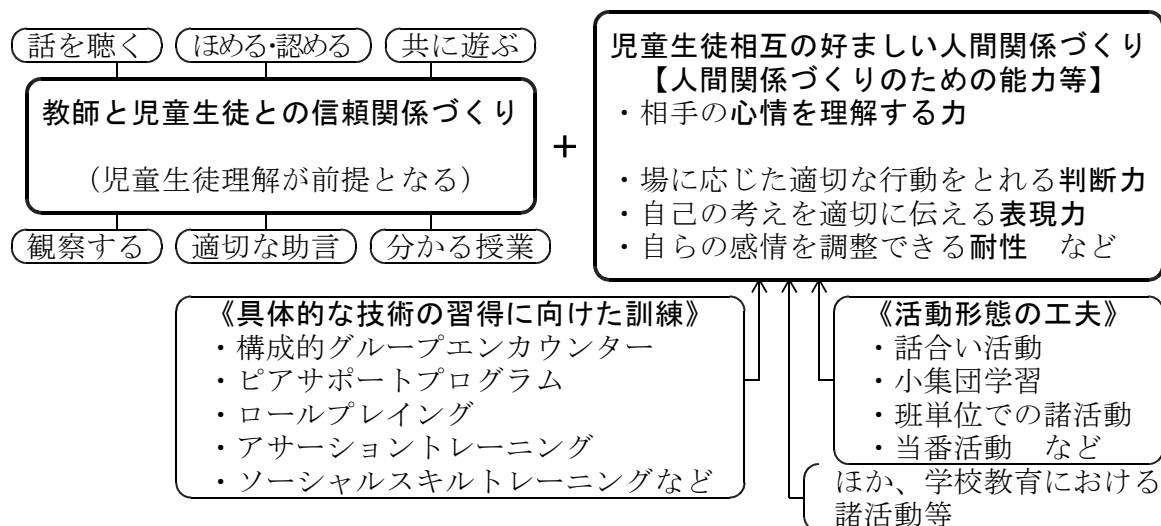
- ア 個人尊重を基盤に集団活動を通してそれぞれの児童生徒の個性伸長が図られること。
（適切な個別指導＋集団の相互作用（規律維持も含む）の力等の活用）
- イ 発達段階に応じ、児童生徒自身の意思で目標と活動を選択できる範囲を広げること。
- ウ 児童生徒間の人間関係を豊かにし、協力、相互扶助を中心とした活動が展開されること。
- エ 集団の圧力等によって個人の自由が制限されたり恐怖を感じたりすることがないこと。

3 社会性の育成を目指して

(1) 社会性の意義



(2) 教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係づくり



(3) 取組の視点

- ア 児童生徒一人一人の現状や課題の把握と個人ごとの指導目標等の作成
- イ 発達段階に応じた活動形態や社会性育成の技術等の選定
- ウ 月ごとの年間計画等に児童生徒理解、人間関係づくりの場、社会性習得のための訓練等の位置付けとその実践
- エ 学期ごとの児童生徒の実態等の評価と指導計画の修正
- オ 保護者へのそれぞれの子どもの現状、課題等の伝達と協力依頼

《社会性の育成を目指す学級経営の工夫》

Q 学級経営は児童・生徒指導の充実を図る上で、なぜ大切なのですか。

A ○ 学級経営は、小学校学習指導要領の総則にもあるように、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒理解の深化を通じた児童・生徒指導の充実を求めるなど、極めて児童・生徒指導との関係が深いものです。つまり、児童生徒に対して意図的、計画的に児童・生徒指導の機能を生かして働きかけることのできる場であり、この実践なくしては児童・生徒指導を効果的に進めることはできません。

Q 児童・生徒指導の視点から見たとき、学級経営をどのように進めればよいですか。

A ○ 児童・生徒指導は、個人に対する指導・援助と集団に対する指導・援助の両方が必要になります。学級経営においても同様に個人及び集団への指導・援助の視点が必要になります。特に、学級は個人の状況等について最も具体的に総合的に捉えやすい場であることから、丁寧な児童生徒理解を踏まえた指導・援助が求められます。

○ また、集団に対しては学習や生活集団を中心としつつ、学級全体への指導・援助も必要になりますが、こうした中で個々の児童生徒の社会性や集団内の人間関係づくり、集団としてのきまりやモラルなどに対する意識を高めていくようにする必要があります。

○ しかし、指導・援助を行うには、一人一人がかけがえのない児童生徒であるという考え方を基本に、それぞれの児童生徒の個性の伸長が図られること、それぞれの児童生徒が主体的に目標を設定し、決断・実行するという機会を最大限確保すること、そして、児童生徒間の社会性を基盤に豊かな人間関係づくりが進められ、相互に助け合い、共に伸びていくといった個人と集団の調和のとれた活動を展開することが重要です。

Q 児童生徒の社会性の育成と豊かな人間関係づくりについて説明してください。

A ○ 学校は学力をつけることは当然ながら、集団生活を通して児童生徒一人一人の豊かな人間性を育成するとともに、社会生活を営む上で必要な社会性を育てる場でもあります。そのためには、集団の中で人間関係を維持したり発展を図ったりするための行動様式、いわゆる人間関係づくりの力や社会的な態度及び道徳性などを身に付けさせる必要があります。

これらは周囲との連帯感や存在感を実感し、孤立を防ぐことになるなど、暴力行為やいじめ、不登校などの問題行動等の予防にも大きな力を発揮します。

○ そのためには、まず、教師と児童生徒間の信頼関係づくりが大切であり、児童生徒のよさを認める、共に遊ぶ（行動する）、児童生徒の話を丁寧に聴くことなどはその基本と言えます。また、児童生徒からの相談や悩みに対する適切な助言ができること、そして何よりも「分かる、楽しい、魅力のある授業」ができることが大きな要件となります。一方的な講話や一斉指導を繰り返すだけでは児童生徒の心が離れていくだけです。

○ このほか、児童生徒間の人間関係を深めていくのに必要な能力や課題などを個別的かつ分析的に把握し、これを踏まえて、児童生徒相互の話合い活動や小集団活動、当番・係活動など様々な活動形態を発達段階に応じて工夫するとともに、社会性あるいは人間関係づくりの力を身に付けるような交流の場や技術も指導していくことが必要です。

○ こうした児童生徒の社会性の育成には、一人一人の現状や課題の把握とともに育成のための目標設定や発達段階に応じた交流の技術、保護者との連携、実態等の評価などについて、年間の指導計画を作成することなども求められます。

【参考】 p16－4 参考資料(2)「児童生徒の健全育成を目指して(19)」(義務教育課)より要約引用

ピアサポート プログラム	○ロールプレイングなどを通して基礎的な社会的スキルを育てる。 ・ウォーミングアップのゲームの後、小グループに分かれ、話し手は自分なりの表現でカードに記された文の内容を説明し、聞き手はそれを受け止める活動を交代しながら行う。相手の気持ちを理解する訓練となる。
ロール プレイング	○役割を明確にした寸劇の体験を通して他者理解の在り方等を学ぶ。 ・いじめなどの加害者や被害者の役割を分担し、その立場に立って自分の言葉で気持ちを表現するなどの活動を交代しながら行う。最後に立場ごとの気持ちについて話し合い、望ましい活動の在り方を考える。
アサーション トレーニング	○相手の気持ちなどを考えながら自分の気持ちや立場を相手に受け入れてもらう表現方法を学ぶ。 ・日常生活の中での場面を想定し、その時の自分や友達の対応、気持ちについて話し合い、適切な言い方（表現方法）等について考える。
ソーシャル スキル トレーニング	○相手とのよりよい人間関係を結び、保つための有効な行動を学ぶ。 ・教師が児童生徒の生活に見られがちな問題場面を提示し、問題点の整理と要望、これに応じたいくつかの解決策とその予想される結果について話し合い、自分にできるよりよい方法等を考える。

児童生徒理解と学校教育相談

1 児童生徒理解の重要性と具体的な方法

(1) 児童生徒理解の重要性

- 児童生徒一人一人への適切な指導・援助には個々の状況、環境、心情等の理解が不可欠
- ・ 自己の問題に気付き、その改善に向けた取組を指導・援助する
 - ・ 問題行動等の予防及び早期発見・早期対応が可能になる

(2) 児童生徒理解の視点

客観的理解	検査等を通じた理解…検査という手法の限界を理解し、頼りすぎないこと
内面的理解	児童生徒の立場や児童生徒自身の思考のレベルに添った理解
全人的理解	知識、技能、情緒、興味、習慣、態度など多角的な視点からの理解
独自性の理解	個々の児童生徒自身が持つ独自性に焦点を当てた理解
共感的理解	教師と児童生徒との相互承認による連帯感の下での理解

※学級担任だけでなく、可能な限り多くの教職員の協力を得て児童生徒理解を進める

(3) 具体的な情報収集の方法

- ア 観察法：行動観察を基本に、日常的に条件を設定せずに行う観察の方法
- イ 面接法：特定の場所で当該の児童生徒との面談による質問への応答などを通じた方法
- ウ 質問紙法：知りたい点について質問紙を配付して回答を求める方法
- エ 検査法：学力検査、知能検査、性格検査、適性検査等を用いた方法
- オ 作文や日記、絵画作品等による方法
- ：作文や日記等に記された内容や絵画の表現の状況をもとに内面を把握する方法
- ※ 諸調査等…指導に結びつくものであること←指導・援助に生かされて初めて意味がある

2 学校教育相談の意義と方法

(1) 児童・生徒指導の一環としての教育相談

個々の児童生徒の
自己指導能力の育成
を目指す指導・援助

児童・生徒指導：集団指導と個別指導の両方を効果的に実践

（教育相談：個別指導中心…適応指導や発達課題対応等）

(2) 教育相談の意義

教育相談

丁寧な児童生徒理解が不可欠

- ① 自己理解と自己受容への援助
- ② 問題解決と意思決定への援助
- ③ 行動変容のための援助等

教師

- ・ 児童生徒の心に寄り添う
- ・ 共感的・肯定的に児童生徒を理解し、支える
- ・ 閉ざされた心を解放させる

→ 児童生徒本来の人格の健全な発達へ

教師と児童生徒の信頼関係が前提

(3) 教育相談の在り方

【教育相談の基本】

- ① いつでも相談できる体制づくり
- ② 児童生徒の尊重（発言・行為の承認）
- ③ 肯定的な評価（長所の把握と伸長）
- ④ 教師自身の率直で素直な態度
- ⑤ 一人一人への積極的なかわり

- ◎相談場所等の条件整備（呼び出し相談等）
- ・ 目立たずに出入りでき安心して話せる場
 - ・ 負担がかからず固定的でない時間
 - ・ 教師が相談に専念できる体制で実施
 - ・ 対面は避け教師の視線を感じない位置で

話の聴き方

- ・ 温かな雰囲気ですぐやかに接する
- ・ 否定せず受容的な態度で聴く
- ・ 話の聴き方を工夫する
- ・ 発言の要約や相づち、意味の確認
- ・ 簡単な質問、沈黙の承認など

カウンセリングマインドの重要性

児童生徒の立場に立って聴き、指導できる資質

- 留意点
- ・ 秘密の保持…関係者外への守秘に留意
 - ・ 記録の整理…主訴と助言等を明示
 - ・ 結果の活用…職員間の共通理解と連携

★教育相談の限界…医学的なもの、教師の力量では対応不可能な事例等→専門機関へ

◎ 教育相談の日常化に向けた面接法以外の相談の進め方

交換ノートの実践	人間関係の深化、児童生徒自身の自己理解と教師の児童生徒理解に生かす場や時間を取らずに相談が可能→ねらいを明確にし、長期的に実施する
スポーツやゲーム等の活用	児童生徒の自発性、創造性、経験や本来の気性等が現れる場 個別・集団いずれも対応可能→観察と記録、教師自身の自己開示が大切

《児童生徒理解と学校教育相談》

Q 児童・生徒指導は、児童生徒理解に始まり児童生徒理解に終わると言われます。どうしてなのか説明してください。

- A** ○ 児童・生徒指導は児童生徒の社会的な自己実現（自立）を図ることがその目的であり、自己指導能力の育成が求められます。そのためには、それぞれの児童生徒の状況によって、何を長所として伸ばし、何を課題として指導・援助していくべきかが異なってきます。特に問題行動等の予兆が見られる児童生徒に対して背景を把握し、理解することは、その解決を図る上で極めて重要です。
- 特に教師による児童生徒理解は、そのプロセスや結果を児童生徒自身が受けとめ、自己肯定感や行動に対する自信を持てるようになるなど、児童生徒が自らの自己理解を深めることにつながり、深く重要な意味を持つものであると言えます。
 - この児童生徒理解は、先入観をもたずに児童生徒を見ていく客観的な理解や児童生徒の視点からとらえる内面的理解、そして児童生徒を肯定的に見つつ共感的に理解することなど、多角的な視点から深めていかねばなりません。そのための情報収集についても、日常的な観察を基本に、面接の結果や質問紙による回答、あるいは各種の検査や作文・絵画などを通した方法など、様々な方法を活用して児童生徒の姿を一部に偏ることなくとらえるようにすることが大切です。
 - ただし、これらの調査結果や情報等は児童・生徒指導に生かされてこそ初めて意味があります。目的を持たずに「ついでに調査する」ようなことは厳に慎むべきです。

Q 学校教育相談は児童・生徒指導とどのような関係にあるのですか。

- A** ○ 一人一人の児童生徒は、それぞれの発達段階やその時期によって様々な課題を抱えていますが、そのことに気付いていなかったり対処法が分からずに困っていたりします。これを発見し、本人に穏やかに気付かせ、どうしたらよいかなどを考える過程で、児童生徒の自己指導能力を高めていくのが教育相談です。
- 教育相談は、本来の児童・生徒指導を推進する積極的な意味で、あるいは問題行動等に対する予防的な働きとして次のような重要な機能を果たしており、不可欠な取組であると言えます。

- ① 学校生活への適応や自己実現に関する指導・援助の充実
- ② 学校生活や社会生活における人間関係の改善と望ましい人間関係を確立するための指導・援助の充実
- ③ 将来の展望の不確実さや不安の解消及び自己指導の能力を伸長するための指導・援助の充実
- ④ 青年期における発達課題を達成するための指導・援助の充実

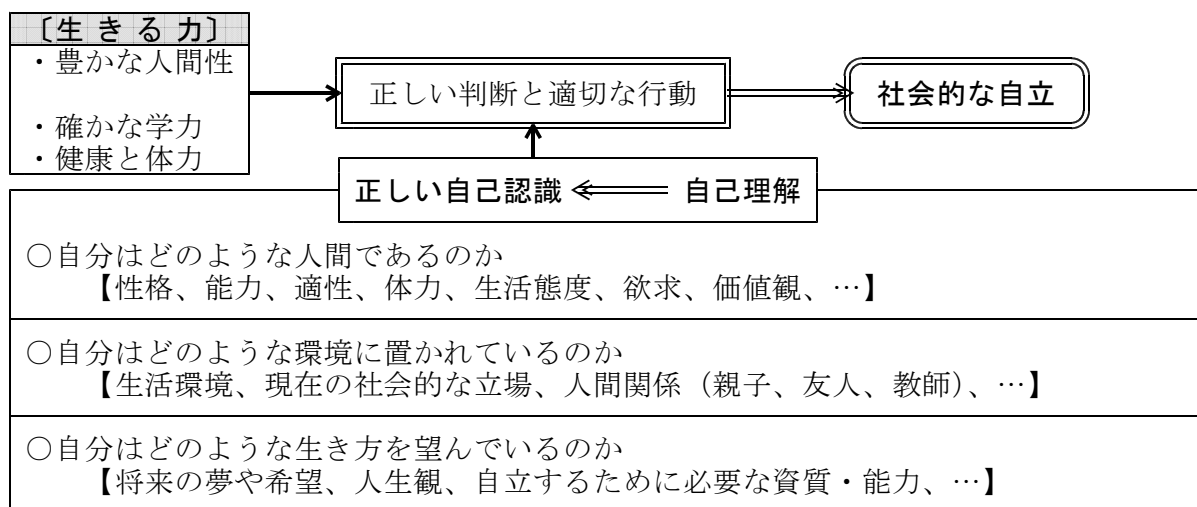
- また、現行の中学校及び高等学校学習指導要領に新たに加えられた「ガイダンスの機能の充実」の中でも、その指導形態・方法の一つとして教育相談が示されており（中学校学習指導要領解説：総則編（p90）、高等学校学習指導要領解説：総則編（p177）参照）、特に、人間関係に関する適応や自分自身への適応の視点から教育相談の機能が重視されていると言えます。これらは、生徒指導の補充・深化・発展としてその必要性が挙げられていると考えられ、これまでの教育相談を見直し、包括的・統合的な教育相談の一層の充実と工夫を図る必要があります。
- なお、教育相談を行うのは、児童生徒をよく観察し、十分な児童生徒理解ができた上で、児童生徒に信頼されている教師であることが条件であり、すべての教師が教育相談を行え、適切な助言や援助ができるように努力すべきです。

Q 教育相談を行うにはどんなことに留意する必要がありますか。

- A** ○ 教育相談を行う上で基本となるのは場所・時間等の条件整備や学校としての相談体制づくりに関することや、児童生徒の立場に立った話の聴き方などの様々な留意点があります。これらはp 18の2 (3)を参照してください。
- これらのほか、先入観を持たずに当該児童生徒と話をすること、あきらめずに粘り強く聴く姿勢などが挙げられます。しかし、忘れてならないのは教師としての働きかけであり、すべてを無条件に「認める」のではなく、児童生徒の苦しみや悩みを受け入れつつも「正すべきことは正す」という姿勢も必要です。支えとなる教師としての信頼関係をもとに、状況に応じて適切な指導・援助を行うようにしてください。
 - なお、医学的な見地からでないといと解決ができないものや教師の相談技能・能力では対応できない事例、明らかに他の相談機関との連携が不可欠のような事例に対しては、決して教師・学校が抱え込むことなく、外部の関係機関と連携を図って対応することが大切です。

児童生徒の自己理解を促す取組

1 児童生徒の自己理解の重要性



2 自己理解の考え方〈参考〉

【ジョハリーの窓】（アメリカの心理学者ジョージとハリーの考えた方法）

A 開かれた窓	B 秘密の窓	A「開かれた窓」	自分も他人も知っている自己
C 盲点の窓	D 暗黒の窓	B「秘密の窓」	自分は知っているが他人は知らない自己
		C「盲点の窓」	自分は知らないが他人は知っている自己
		D「暗黒の窓」	自分も他人も知らない自己

- ・ AとCの窓は他者との交流により自己理解が深まっていく。
- ・ AとBは、自己洞察、内省を深めることにより自己理解が深まっていく。
- ・ Dの窓を狭めていくことが、児童生徒の自己理解の深まりに繋がる。

【指導上の留意点】

- 児童生徒は成長（変化）する連続体であるから、自己理解を促す取組は継続的であればならない。
- 児童生徒が、思いこみや間違った理解に陥らないよう、客観性に配慮する。
- 部分的な自己理解に偏らないよう、包括的な理解を促すよう配慮する。
- 児童生徒の発達段階による自己受容の能力に配慮しながら進める。
- 児童生徒の持つ可能性を伸ばすための指導・援助と併せて行う。

3 ねらいと方法

【主なねらい】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の長所・短所の気づき ・ 現在の人間関係の理解 ・ 自己の資質・能力の理解 ・ 理想の自己と現実の自己 ・ 自己の知識と教養 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生き方のモデル探し ・ 自己の適性の把握 ・ 自己の生活態度や他者とのかかわり方 ・ 自己の言動の客観化や他者との比較 ・ 自分らしく生きるための生活の在り方 |
|--|---|

【主な場と方法】

面接・相談活動	作文・日記指導	自分史作成	読書指導
学力テスト	心理検査	適性検査	部活動指導
ロールプレイ	グループワーク	ディベート	勤労体験学習
異年齢交流活動	自然体験	ボランティア活動	地域行事等への参加

《児童生徒の自己理解を促す取組》

Q 小学生低学年段階で、自己理解を促すことは難しいと思いますが。

A ○ 児童生徒に対するすべての教育活動は、発達段階に応じて行われることが原則です。自己を認識することが難しい小学校の低・中学年段階では、保護者や教師の言葉や態度、友人関係など、他者からの力により自己理解が進むと考えられます。小学校高学年、中学校、高等学校と発達段階が進むに従って、自分自身で自己を見つめさせる機会や集団活動を通して他者と自分を客観的に比較していく場面を意図的に設定していくことが大切です。

Q 児童生徒の健全な発達と自己理解は、どうかかわっていますか。

A ○ 例えば、教科学習で身に付ける知識等だけで児童生徒の判断や具体的な行動が導き出されるわけではありません。主に教科学習によって身に付ける科学的な知識、体験的な活動や集団活動などを中心としながら身に付ける豊かな感性や心身の健康、規範意識や責任感、加えて自己に対する正しい認識（自己理解）といったものが、統合的な動きとして児童生徒の判断、行動を決定すると考えられます。正しい自己理解は児童生徒が適切な判断に基づき、自分にとっても周囲にとっても最善の行動を選択するための重要な要因となります。

○ また、児童生徒が現在の自分の姿を正しく認識することは、自分の可能性に気づき自分のあるべき姿や生き方を模索していく上でも不可欠な要素です。自分がどのような人間であるかを知らずに判断すれば失敗することが多いし、自分の立場を忘れて行動すれば問題行動や非行に繋がっていきます。

○ 子どもたちは中学生になった頃から、他者の目で自分がどう見られているかということに敏感になります。この時期に、他者の自分に対する視線と自分の自分に対する視線のアンバランスにより、自己の確立が阻害され、他律的な生活態度や同調的な行動しかとれないといった発達上の弊害を招くことがあります。他に流されず自分の可能性をしっかりと見つめさせるための教師や保護者の活動が、特に重要になる時期だと捉えてください。周囲のかかわり方により人が作られていくということを踏まえ、児童生徒の今現在の姿を正しく理解するとともに、個々の児童生徒が持つ可能性を正しく伸ばしていこうとする態度が指導者には求められます。

○ さらに、他者の目を意識しだして少し経つと、理想とする自分像と現実の自分像の段差に気付くようになります。このプレッシャーは、生徒の生活態度や学習意欲に大きく影響してきます。自己理解を高めるための積極的な指導・援助が必要です。

○ 児童生徒が、将来、経済的にも精神的にも自立し、社会の中で自分の確固たる位置を占めていくことができるよう、その資質・能力を高めていくことが学校教育の目的です。高等学校にあっては、生徒の社会的な自立のための進路指導は具体的な現実味を帯びて、重要になります。その際に、生徒が自ら進路を決定し、それに向かって自律的に努力する態度を身に付けるための基盤が、自己理解だと言えます。

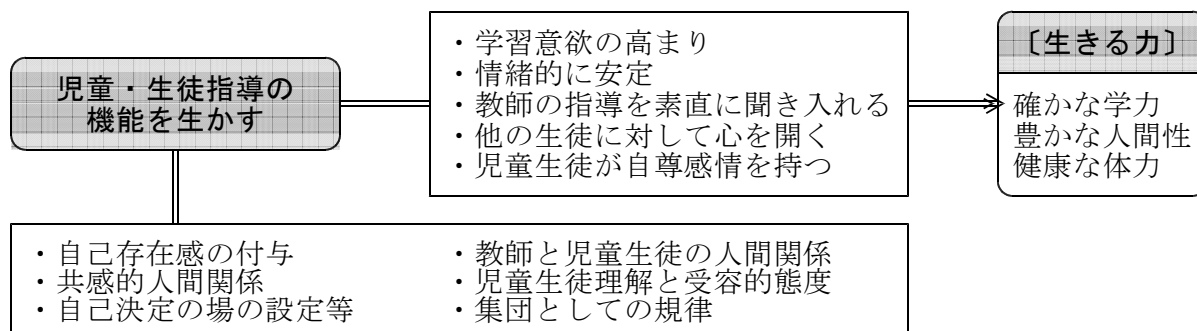
Q 自己理解は学習指導要領に示された「ガイダンスの機能の充実」とどのように関係しますか。

A ○ 「ガイダンスの機能の充実」が求めるものは、個々の児童生徒の「適応」及び「選択や決定能力」にかかわることと捉えることができます。これらについては、学校や学級（ホームルーム）の中で自己の生き方を見だし、自己の能力や適性等を発揮しながら学習や集団生活に取り組んでいくための「適応」を前提として、現在及び将来の生き方を考え自分及び周囲にとって最善の行動を主体的に選択・決定できる態度の育成が行われることになります。

○ 個々の児童生徒が、ありのままの自分を受け入れ（自分自身への適応ー自己適応ー）、他と共存しながら（人間関係における適応ー他者適応ー）、現在及び将来の生き方に関する選択・決定能力を高めていくためには、発達段階に応じて身に付けていくべき課題を達成するための指導・援助が大切となり、その際、自己理解の深化が大きなポイントになると考えられます。

児童・生徒指導と学業指導

1 学業指導を支える児童・生徒指導の機能



2 学力と児童・生徒指導

学 力 =

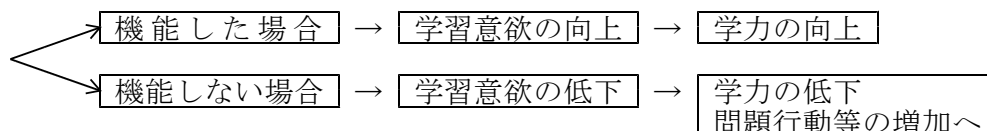
「確かな学力」とは、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などまでを含むもので、学ぶ意欲を重視した、これからの子どもたちに求められる学力である。
(思考力、判断力、表現力、課題発見能力、問題解決能力、学び方、学ぶ意欲、知識・技能)
中央教育審議会答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」(H15.10.7) より

学業指導 =

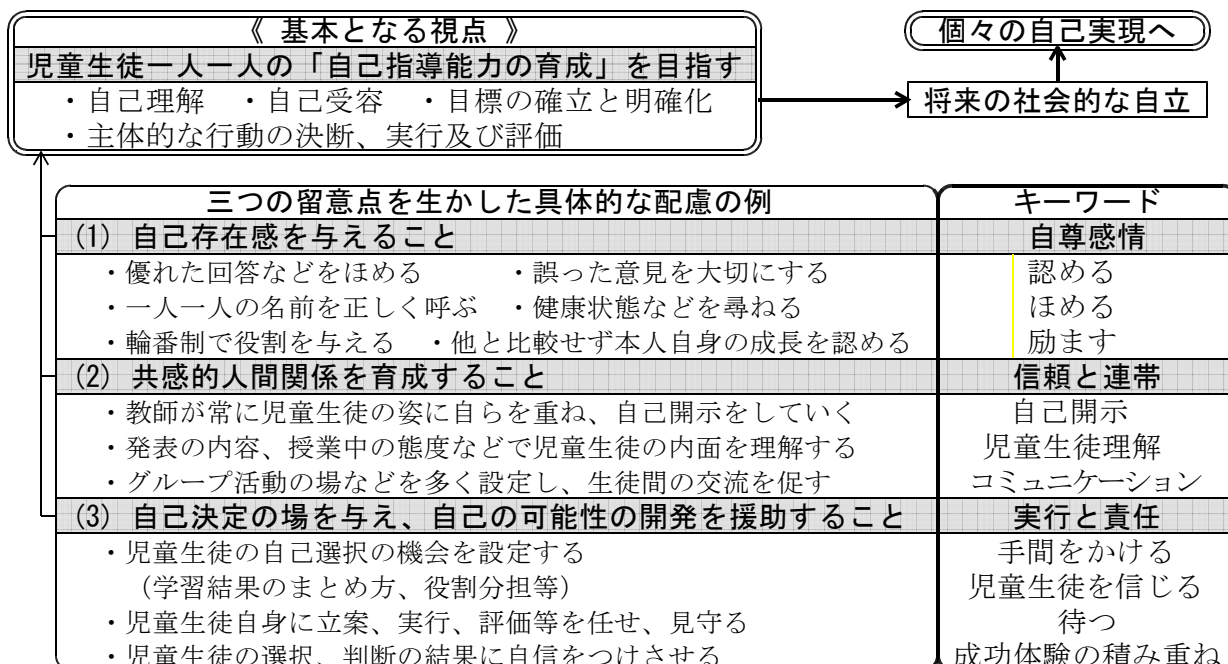
学校における教育活動の全体において、一人一人の児童生徒が意欲的に進んで学習に取り組み、みずからの学業生活の改善と向上を図るように、援助・指導することである。
(文部省生徒指導資料第9集) より

〔※学習指導：「通常は各教科の内容についての指導をさすといつてよい。」
(文部省生徒指導資料第9集) より〕

三つの留意点
(下段3参照)



3 児童・生徒指導の機能を生かした児童生徒への接し方



《児童・生徒指導と学業指導》

Q 各教科のねらいと児童・生徒指導との関連を教えてください。

- A** ○ 授業では、各教科・科目ごとに学習課題やそのねらいがあります。そのねらいを達成するように計画実施されなければならないことはいふまでもありません。しかし、同時に児童・生徒指導の視点を十分に取り入れながら計画実施する必要があります。
- 研究授業などでよく見かけますが、先生方は事前に深く教材研究をし、その教材についてとてもよく理解されます。ところが、いざ授業をしてみるとなかなか思った通りにはいかないことがよくあると思います。事前に展開例を作成しても、発問に対する反応、一人一人の理解の違い、一斉指導と個別指導のバランスなど、自分では児童生徒を理解していると思っていても、毎時間、違った反応があるものです。ねらいを達成するためには、その教材の理解とともに受容的態度を基本とした児童生徒理解が大切なのです。一人一人の子どもの立場になって考えてやることが、児童生徒の自己存在感を形成し、それが情緒的に安定をもたらす、教師と児童生徒、児童生徒同士の人間関係をよりよくし、学習意欲の向上にもつながることになります。
- そのためには、教科の学習の中にも個々の児童生徒の自己選択と自己決定の場を可能な限り準備することが大切です。

Q 児童・生徒指導よりもいわゆる学力低下が心配です。

- A** ○ 児童・生徒指導と学力の問題は切っても切れないことを、まず頭に入れてください。授業の中での児童・生徒指導というと、授業の準備や発言の仕方、態度などを想定しがちですが、それだけではありません。例えば、達成感や成就感が得られるような活動や、友達同士、教師との人間関係、さらには自分で決断し、責任を持って活動させる場の設定など、「児童生徒の「やる気」を引き出すために授業の中で心がけなければならないこと」が児童・生徒指導であると考えてよいでしょう。
- そのためには、授業の中で自己存在感の付与、共感的な人間関係の構築、自己決定の場の設定の「自己指導能力を育成するための三つの留意点」をいつも心がけるようにすることが重要であり、それが教科のねらいの達成にもつながるものと考えられます。
- つまり、児童・生徒指導の充実を図り、その機能を十分に生かした学習の展開をすることにより、子どもにとって必要な学力が身に付くことになるということです。

Q 授業の中で児童・生徒指導を機能させる場面について具体的に例を示してください。

- A** ○ 1 単位時間の中で機能させるために以下のような取組が考えられます。
- 【開始時】
- ・一人一人の目を見て、正確に名前を呼ぶ。
 - ・健康観察などでは小さな変化を見逃さずに、声をかける。
- 【授業時】
- ・グループ活動により一人一人が自分の役割を持って取り組むようさせる。
 - ・一人一人に応じた発問を工夫する。
 - ・「わかる人」「できる人」などという聞き方をせず誰もが活躍できる指名の仕方を工夫する。
 - ・人により発問後の答えを待つ時間を長くする。
 - ・誤答などに対しては表情と言葉を変えずに、ヒントを与えたりみんなで考えたりするよう配慮する。
- 【終了時】
- ・本時のねらいの達成などの自己評価をさせる。
 - ・結論を押し付けたり、教師の言葉でまとめたりしない。
- 【授業後】
- ・授業後の質問には質問にきた意味を考え、ていねいに対応する。
 - ・理解の遅れている子には放課後などに個別指導を行う。
 - ・他の教師と授業中の様子を情報交換し、児童生徒理解に役立てる。

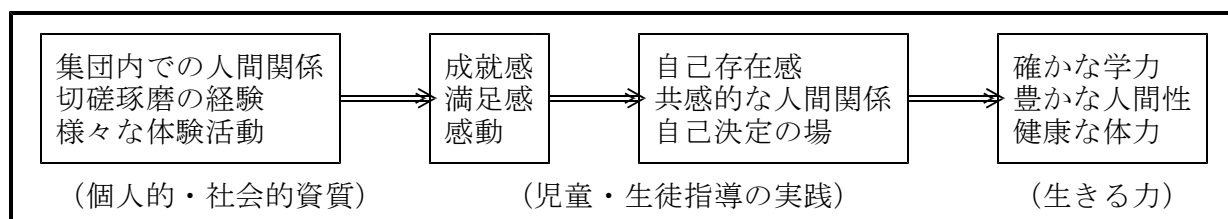
児童・生徒指導と特別活動

1 特別活動のねらいと児童・生徒指導

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。
(中学校学習指導要領 特別活動目標)

自己指導能力育成の場
(児童・生徒指導を機能させる場)

◎自主的、実践的な態度の育成→自分で考え、判断し、行動する＝自己指導能力の育成
(特別活動のねらい) (児童・生徒指導のねらい)



2 特別活動の各分野における児童・生徒指導の視点

(1) 学級（HR）活動 ・学級や学校内における諸課題や不安、悩みなどについて全員で共感的に話し合わせる（連帯感、共感） ・係活動など、自分の個性や能力を生かし活躍の場を設ける（自己存在感、責任感）	(2) 児童会・生徒会活動 ・児童生徒が主体的に活動し、教師は側面から支援する（自発的、自治的な態度） ・異学年交流活動など多様な活動を工夫し、自分たちの良さが発揮できる場を設ける（リーダーシップ、メンバーシップ、創造性）
(3) 学校行事 ・可能な範囲で、企画の段階から児童生徒を参加させる（自主性、積極性、成就感） ・児童生徒の主体性、計画性、意欲等を評価する（変容の確認）	(4) クラブ活動（小学校） ・多様なクラブから選択できるように、実態調査などをもとにできるだけ多くのクラブを設定する（興味・関心） ・主体的にクラブ選択し、同好の集団での企画、運営を行わせる（自主性、積極性）

児童・生徒指導が
目指すもの

3 各分野における具体例

- (1) 学級（HR）活動
- ・学級や学校の問題、日常生活の不安や悩み、将来のことなどについて全員で話し合う。
 - ① 解決したいことなど活動テーマ等の決定
 - ② 計画委員会による活動計画、役割分担
 - ③ 話し合いと決定事項についての実行、反省
 → クラス全員が本音で話し合う
相手の意見も共感的に聴く
→ 数多く経験させる
- (2) 児童会・生徒会活動
- ① 「代表委員会」
 - ② 「生徒総会」
 - ③ 「各種委員会」
- 学校生活を主体的に向上
・充実させるための
広範囲にわたる活動
→ 自発的、自治的な活動の展開
- (3) 学校行事
- 運動会
- ・企画の段階から児童生徒の参加（可能な範囲で）
 - ・地域の団体（老人会や社会団体）との話し合い
 - ・役割分担など児童生徒の主体性に任す
- 地域の運動会の実施
- (4) クラブ活動（小学校）
- 共通の興味・関心
同好の子どもたち
多様な活動
- 子どもの興味に合ったクラブ
- 自主的、自発的活動
一人一人の活動が尊重
クラブ発表会 地域の人の協力

《児童・生徒指導と特別活動》

Q 児童・生徒指導と特別活動とのかかわりについて教えてください。

- A ○ 特別活動で目標とする自主的、実践的な態度の育成は、児童・生徒指導のねらいである自己指導能力(自分で考え、判断し、行動できる)の育成と極めて関連が深いと言えます。
- 特別活動は、児童生徒に様々な形態の集団活動を経験させることにより、それぞれの児童生徒の人格の発達を支援することを目指しているため、児童・生徒指導と密接にかかわっています。
- 児童生徒が社会的な自立を目指すためには、児童・生徒指導の充実とそれを機能させる場としての特別活動が担う役割は大きいということです。

Q 特別活動の中核といわれる学級（HR）活動の実践に当たって留意することは何ですか。

- A ○ 学級（HR）活動は、児童・生徒指導の中核と言われています。その実践に当たっては、以下のことに留意することが大切です。
- ① 学級の実態や児童生徒の発達段階に応じて、児童生徒が直面している諸課題の内容を十分に検討し、活動内容の重点化を図る。
 - ② 扱う内容は、他学年との重複や発達の程度を考慮して決定する。
 - ③ 児童生徒の自主的な活動を助長するため、学級内の児童生徒ができるだけ役割を分担しながら話し合い活動等を運営していくよう援助する。
 - ④ 事前の準備（テーマの決定、活動のための運営委員会等の開催、資料の準備等）や活動のための時間、事後指導の時間等を確保しつつ、適切に教師がかかわるようにする。
 - ⑤ 1単位時間の展開の過程では、できるだけ児童生徒の司会等によって進行するようにし、問題解決を図るための実践力を高める。
 - ⑥ 司会や議長等の役割は輪番制にするなど、できるだけすべての児童生徒が経験できるように配慮する。
 - ⑦ 活動への教師による助言は必要に応じて適切に行う。

Q ガイダンスの機能と特別活動について、簡単に説明してください。

- A ○ 生徒指導の一形態・方法として示された「ガイダンスの機能の充実」は、今日的な児童・生徒指導の充実を目指した新たな指導・援助の方法を示していると考えられます。
- ガイダンスについては、これまでも児童生徒の学習や健康、進路等にかかわり情報の提供や案内説明といった概念的な使われ方はしてきましたが、今回の指導要領の改訂により、学校教育全体における教育機能として意識して実施する必要性があり、特に、学級活動を中心とした特別活動の場でも新たな視点からの実践が求められています。
- 現行の中学校・高等学校学習指導要領に加えられた「ガイダンスの機能の充実」にかかわる新たな視点としては、次の点が挙げられます。

ア 学級（HR）活動

個々の生徒が学校や学級の生活に適応する活動を通して、健全な生活態度の育成と問題行動等の是正に必要な自己理解、選択能力に裏打ちされた今日的な自己指導能力の育成を図ることを目的に「学級や学校への適応」が付加されました。

活動内容としては、「学校や学級活動の充実と

向上に関すること」「個人及び社会の一員としての在り方」「学業生活の充実、将来の生き方と進路の適切な選択に関すること」の三つで、それぞれ例示についての整理・統合や社会性の育成と人間としての生き方にかかわる新たな例を示すなどの工夫・改善が図られています。

イ 生徒会活動

新たに「ボランティア活動」が加わり、地域の人々との交流や社会貢献・社会体験に関する活動を通して、社会の一員としての自覚と社会性の育成を一層重視した改善が図られています。自立に必要な自己指導能力の育成は、ガイダンスの機能を充実することにより可能となります。

ウ 学校行事

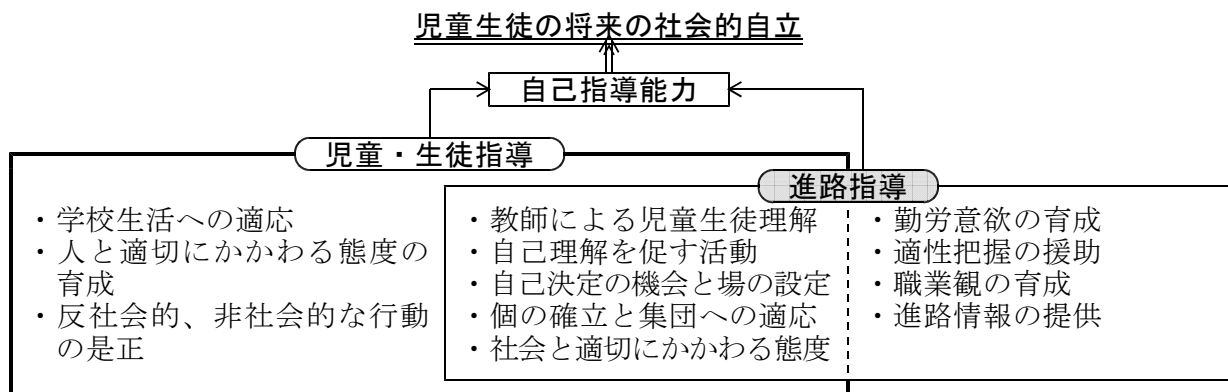
学級活動や生徒会活動と同様の観点からボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験活動を示しています。これらもガイダンスの機能を充実させることにより、その活動を通して育成する資質・能力の育成が図れるものと考えます。

児童・生徒指導の視点を踏まえた進路指導の充実

1 児童・生徒指導と進路指導

〔進路指導とは〕

児童生徒の将来における社会的な自立のために、児童生徒が自らの生き方について考え、主体的かつ適切に進路の選択・決定ができるよう、相談活動やガイダンスの機能の充実等により資質・能力、適性を高めるための指導・援助



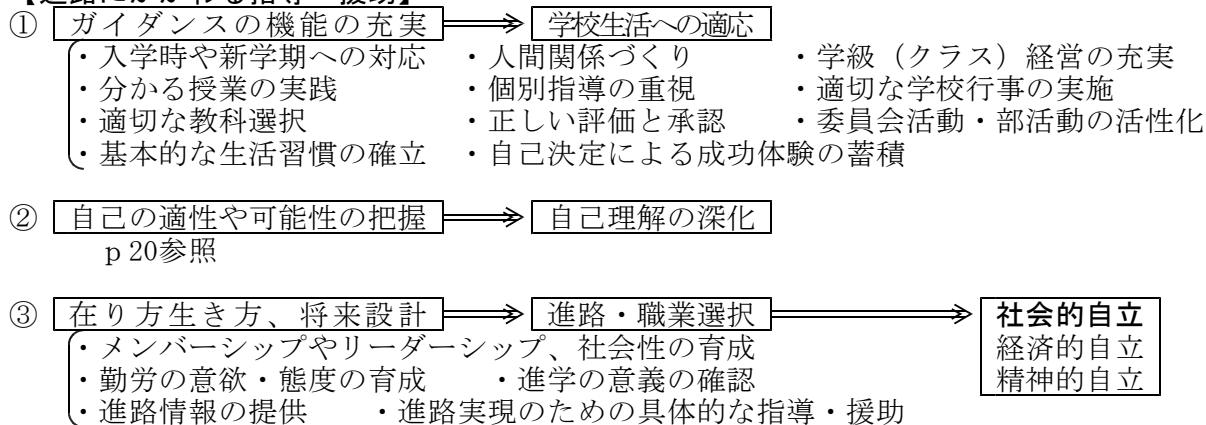
2 発達段階と進路指導（児童・生徒指導）

変化の激しい時代を「生き抜く」意欲と力を育成するために

【小学校】	【中学校】	【高等学校】
夢や希望、目標を持って 生きる態度の形成 自分の長所・短所の気付き 基礎学力の定着 働くことの大切さの理解 職業に対する興味、関心 集団活動とルール 協力し合う大切さ 自分のことは自分で決める態度 基本的な生活習慣・あいさつ	将来の生き方と 進路の適切な選択 自己の適性や可能性の把握 進路を意識した学習活動 幅広い職業理解 望ましい勤労観の体得 集団の中での責任感や規範意識 人とかかわろうとする態度 適切で主体的な判断力 場に応じた言葉遣い	将来の生き方と 進路の適切な選択決定 自己洞察、自己理解の深化 明確な目的意識と具体的学習 確かな将来設計 適切な自己決定 メンバーシップとリーダーシップ 望ましい対人関係調整能力 変化への対応と社会的責任感 自律的な態度

3 指導・援助の充実

〔進路にかかわる指導・援助〕



《児童生徒指導の視点を踏まえた進路指導の充実》

Q 進路指導は、進路決定のための指導ではないのですか。

A ○ 日本進路指導学会・進路指導定義委員会（1987）によれば、

…学校における進路指導は、学校教育の各段階における自己と進路に関する探索的・体験的諸活動を通して、在学青少年みずから、自己と職業の世界への知見を広め、進路に関する発達課題を主体的に達成する能力・態度を養い、それによって、自己の人生設計のもとに、進路を選択・実現し、さらに卒業後の職業的自己実現を図ることができるよう、教師が学校の教育活動全体を通じて、総合的・体系的・継続的に指導援助する課程である。…

とされており、現在もこの定義が基本的な考え方となっています。

○ また、学習指導要領には学校種により次のように表記されています。（下線追加）

【小学校】

「各教科の指導に当たっては、児童が…自らの将来について考えたりする機会を設けるなど」（総則）

「希望や目標を持って生きる態度の形成」（特別活動）

「学級活動などにおいて、児童が自ら現在及び将来の生き方を考えたりすることができるよう工夫すること。」（特別活動）

【中学校】【高等学校】…下点線部に続く（ ）内表記は高等学校

「生徒が自らの生き方（自己の在り方・生き方）を考え主体的に進路を選択できるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的に充実を図ること。」（総則）

「…将来の生き方と進路の適切な選択（選択決定）…進路適性の吟味と進路情報の活用」（特別活動）

「…生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む）についても、…適切に実施できるようにすること。」（特別活動）

「…進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう学級活動（ホームルーム活動）等の指導を工夫すること。」（特別活動）

○ これらのことから、進路指導を単なる進路決定のための指導と考えるのではなく、児童・生徒指導とも関連させながら考えていくことが必要です。

Q 進路指導と児童・生徒指導はどうかかわるのですか。

A ○ 児童・生徒指導も進路指導も、児童生徒の在り方、生き方の指導・援助であり、将来、実社会で経済的にも精神的にも自立し、責任ある大人として生きていくために必要な資質や能力、態度を身に付けさせることが、その目的です。つまり、かかわるというよりは、児童生徒の社会的な自立のための自己指導能力を育成することを目的とした同じ指導原理と言えます。

○ したがって、進路指導は単なる出口指導に陥ることなく、児童生徒の自己理解を促しながら、適性や可能性の伸長を援助し、主体的で適切な自己決定の態度を育成することが大切です。そのためには、特別活動、特に学級活動（小・中学校）やロングホームルーム（高等学校）の授業、相談活動を中心に児童生徒への意識付けや情報提供、啓発的な体験活動を計画的、継続的に実践していく必要があります。

Q 児童生徒の将来の社会的な自立に向けた進路指導の留意点をどう考えればよいでしょうか。

A ○ 将来、児童生徒が生きていく社会は、現在にも増して国際化や情報化の進展、経済的な不透明感の加速が予想されます。そのような社会にあって着実に生きるためには、児童生徒は、職業的な自立を遂げた後も常に自己実現を目指して成長し続ける存在であることが必要となります。そのためには、場に応じた適切な判断力や課題発見能力、問題解決能力、系統化された知識や柔軟な感性などを、領域にとらわれることなく、すべての教育活動を通じて身に付けさせる指導・援助が望まれます。

○ 小学校における進路指導の必要性については、教育課程審議会答申（平成10年7月）にも示されているとおり、夢や希望を育てながら、中学校や高等学校との連携を見据えた適切な指導が求められます。

校則の意義とその在り方

1 校則の意義と解釈

(1) 校則の意義

- 校則：「生徒心得」「生徒規則」「児童のきまり」等
児童生徒としての生活の指針となる学習
や生活上心得るべき事項を定めた生活指
導上の原則を示したものであり、積極的
な機能を有する。
- ←①当該学校の教育目標を達成するため
に必要な共通のルール(含「しつけ」)
←②すべての児童生徒が充実した楽しい
学校生活を送るためのもの
←③「他律」から「自律」のための過程として必要

(2) 校則の解釈の例（判例等から）

特別権力関係論	学校を利用する児童生徒が遵守すべき利用規則（命令）である
在学契約論	学校と児童生徒・親が対等な権利・義務の関係で契約した内容である
部分社会論	特定の目的を持って設置された学校等の「部分社会」では、その目的を達成するため、全体社会の良識に反しない限度において、全体社会全般には適用できない規制を部分社会の構成員に適用できる

2 校則に関する問題点と見直し

(1) 校則に関する問題点

- ・管理主義的発想による学校側からの一方的な押し付け → 自主性・自立性は育たない
- ・瑣末なものまで規定する内容や指導方法の強引さ等 → 人権に触れる可能性がある
- ・個々の内容に関する教師間の解釈などの指導観のずれ → 児童生徒や保護者の反発

(2) 校則の見直し

ア 見直しの方針等

- ①教育目標や目指す児童生徒像などを踏まえ、見直しを図る
- ②児童生徒の「管理」から「自立的成長」を援助するためのものとする
- ③内容の見直しに積極的・継続的に取り組む
- ④社会情勢や環境の変化、児童生徒や家庭の実態の変化を踏まえる
- ⑤家庭や地域との信頼関係を作るとともに、開かれた学校づくりに資するものとする

イ 見直しの手順（精選と統合）

- ①必要不可欠なものだけに絞る。
- ②全教職員で校則制定のための話し合いを行い、十分に共通理解を図る。
- ③児童生徒や保護者の意見（アンケートを含む）を参考にする。
- ④委員会を設置し、児童生徒の代表や保護者、地域住民の参加も考慮する。
- ⑤十分に議論を尽くしつつ、最終的には学校が責任を持って定める。

【内容見直しのチェックポイント】

- ・児童生徒の発達段階は考慮されているか？
- ・必要以上に詳細な内容となっていないか？
- ・個々の内容の意義や理由を説明できるか？
- ・整理統合できるものはないか？
- ・人権尊重の精神に反するものはないか？
- ・幾通りにも解釈ができるものはないか？
- ・保護者に任せるべきものがないか？

3 校則の指導の在り方

(1) 指導の基本

校則そのものの意義や目的、内容を児童生徒に十分に理解させ、それを自分のものとしてとらえ、社会的自立に向けて自主的・自律的に学校生活を送る態度を育てるようにする。

(2) 指導上の留意点

教職員	・内容の解釈や指導法等について全教職員の共通理解の上に指導を進める。 ・違反者に対しては発見した教員等自身が指導し、その上で学級担任や生徒指導主事等に連絡する。 ・教職員自らも校則に基づく学校生活を励行する。
児童生徒	・発達段階に応じて指導内容や方法を明確にし、学級での指導、教科・道徳等における指導、特別活動を通しての指導等を有機的に進める。 ・校則違反の児童生徒には違反行為に対する反省を求めるだけでなく、校則の意味を十分に説明し、児童生徒が納得できるようにする。 ・校則の内容に疑問を持つ児童生徒、決まりを守る態度が身に付いていない児童生徒、意図的に反抗する児童生徒等に対しては、その背景に目を向け、意見や主張に耳を傾けながら個別指導を継続する。
保護者	・学校と保護者の相互の役割を分担し、保護者の理解と協力を得るようにする。 ・校則の意義や校外にもかかわると思われる内容等については近隣の地域の方々にも公開し、児童生徒への指導・援助についての協力を得る。

《校則の意義とその在り方》

Q 校則の中には服装や髪形の指定など社会全体には適用できないものもあるようですが、これは法的に許されることなのですか。

- A ○ 校則は、児童生徒が集団生活においてよりよく成長し、発達していくためのものであり、児童生徒一人一人が自主的に守ることに本来の意義があります。しかし、内容の瑣末さや指導の在り方などが人権侵害の疑いがあるとして裁判で争われることもあります。
- これらを背景に、これまで校則の法的な解釈について学者等から様々な考え方が示されてきましたが、現在では昭和52年に最高裁で出された「部分社会論」の考え方にに基づき、「全体社会の良識に反しない限度」において、学校等の「部分社会」に適応できるとの解釈が一般的となってきました。このことから、運転免許の取得や頭髮の染色、スカート丈の長さなども学校が実情に応じて独自に定めることは法的にも問題ないとされています。
- ですから、社会的に許されがたい節度に欠ける異装や性的な刺激が強い服装などを学校が校則で制限することはむしろ当然のことであると言えます。

Q 瑣末なことまで規程している校則が問題になることもあります。どんなことに注意して見直しをすればよいですか。

- A ○ 校則に関する問題点には管理主義的な傾向の強さや人権にかかわるような内容の問題、指導の在り方などが挙げられてきました。かつては中学生男子の丸刈りの問題が取り沙汰されたこともありましたが、その後、各学校で校則の見直しが行われ、多くの面で改善が図られてきました。しかし、社会は依然として急激な変化が続いており、「一度見直しをしたから当分見直す必要はない」とは言えない状況にあります。
- まずは、校則の本来の趣旨や目的を確認し、児童生徒自身が自分のものとして自主的に守り、児童生徒自身の自立的成長を目指すものであること、常に状況の変化を見つめながら実態に応じたものにする、学校だけで行うのではなく家庭や地域の協力を得ながら進めていくべきものであることなどを基本に、全校体制で、全教職員の徹底した共通理解の下に、児童生徒・保護者の意見を含め、多角的な視点から見直しを図ることが大切です。

Q 本来の児童・生徒指導を進める観点から、校則の指導に関する留意点を教えてください。

- A ○ 最も大切なことは教職員の共通理解です。校則の個々の内容の理解や解釈だけでなく、指導の在り方についても個々の教員によって対応が異なることのないようにすることが不可欠です。このことは児童生徒との信頼関係にも大きくかかわることから、必ず徹底を図ることが重要です。また、生徒指導主事だけに任せればよいといった考えに陥ることのないよう、すべての教職員それぞれが指導を行わねばならないということを肝に銘じる必要があります。
- このほか、児童生徒への指導や保護者、地域との連携についてはp28の3(2)を参照してください。

【参考】

1 昭和63年4月、文部省初等中等教育局長あいさつ要旨から（部分）

…現在の校則の内容には、①絶対守るべきもの、②努力目標と言うべきもの、③児童生徒の自主性に任せてよいものがミックスされているのではないかな。…

また、きまりについては、児童生徒にこれを消極的に守らせるのではなく、自主的に守るようにすることが大切である。このことを踏まえて考えてみると、きまりには、校則に盛り込むべきもの、指導として行うもの、教師と児童生徒との交わりの中で自主的に守るようにしていくものがあるのではないかな。…

2 校則に関する裁判の判決から（昭和60年11月13日、熊本地裁）

…中学校の有する右機能は無制限なものではあり得ず、中学校における教育に関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認されるものであるが、具体的に生徒の服装等にいかなる程度、方法の規制を加えることが適切であるかは、それが教育上の措置であるだけに、必ずしも画一的に決することはできず、実際に教育を担当するもの、最終的には中学校長の専門的、技術的な判断に委ねられるべきものである。…

3 「児童の権利に関する条約」について（平成6年5月20日文部事務次官通知）

もとより学校においては、その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒等に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるものであること。

校則は、児童生徒等が健全な学校生活を営みよりよく成長発達していくための一定のきまりであり、これは学校の責任と判断において決定されるべきものであること。

なお、校則は、日々の教育活動に関わるものであり、児童生徒等の実態、保護者の考え方、地域の実情等を踏まえ、より適切なものとなるよう引き続き配慮すること。

児童・生徒指導に関する異校種間連携の充実

1 連携の必要性

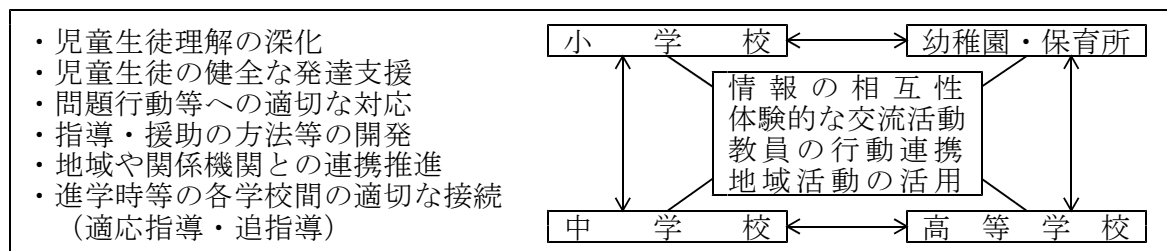
(1) 発達課題への眼差し

ア 社会的な自立に向かって成長する連続した総体としての児童生徒

家庭→(幼稚園・保育所)→小学校→中学校→(高等学校)→(大学・専門学校)→実社会

児童生徒の健全な成長 (問題行動の予防)	児童生徒が発達の各時期において身に付けるべき課題									
	愛着	信頼	感性	自立	耐性	表現	自尊	共感	適応	
	基礎学力	自己理解	自己選択	問題解決	勤労観	...				

イ 小・中・高教員による全体を見通した指導・援助の必要性



(2) 児童生徒の負の傾向

問 題 点	具 体 的 な 課 題
規範意識の変化(低下)	…自己都合で行動を判断「公」感覚が身に付いていない
耐性の欠如	…我慢することやねばり強く取り組むことが苦手である
社会化の遅れ	…自身が社会的存在であることを認識できない
他者感覚の喪失	…他人との距離の取り方やその痛みが分からない
自己肯定感の低下	…自己決断の結果としての成功体験、失敗体験が不足している

→ 社会的な自立の妨げや自分や周囲を大切にしない行為(問題行動等)

個別指導のための異校種間連携

2 具体的な連携の在り方

(1) 連携の方法

異校種間の生徒指導情報の相互性の確保	児童生徒の体験的交流活動や集団活動の実践
異校種教員相互の行動連携	地域の行事や活動を活用した異年齢交流

管理職等連絡会—具体的な方法や日程の調整、決定—

児童・生徒指導担当者連絡会—連携の目的、方法等の検討—

(2) おもな連携の例

異校種間の生徒指導情報の相互性の確保

- 生徒指導地区連絡会
- 児童・生徒指導中学校区連絡会
- 相互学校訪問
- 幼・保・小、小・中、中・高の情報交換会
- 養護教諭連絡会

児童生徒の体験的な交流活動や集団活動の実践

- 小・中・高合同の地域あいさつ運動や交通安全運動、清掃作業等
- 小・中・高合同の合唱大会や芸術発表会
- 異校種合同施設慰問
- 青年の家、自然の家等の教育施設の合同利用
- 生徒による中・高等学校学校説明会や一日体験入学

異校種教員相互の行動連携

- 幼・保・小、小・中、中・高合同事例研究会
- 同地区異校種学校による合同補導
- 異校種間の相互授業参観
- 問題傾向を持つ児童生徒に関する異校種合同の指導・援助

地域の行事や活動を活用した異年齢交流

- 子ども会育成会と小中学校の連携
- 地域スポーツを通じた異年齢交流
- 連携による地域行事の企画

《児童・生徒指導に関する異校種間連携の充実》

Q 各学校種間の連携は、なぜ必要なのですか。

- A** ○ 児童生徒の生活背景としての社会の変化や大人の価値観の変容は、様々な部分で児童生徒の発達に大きな影響を与えています。特に、高度情報化や少子化、経済の不透明感などにより、児童生徒が、将来、よりよい自己実現を目指すためには、生涯にわたって「生きるために学ぶ」という態度を身に付けさせていく必要があると言えます。
- また、児童生徒の発達（社会的な自立を目指す成長）は、各学校種により完結するものでなく、連続的であると同時に個別的なものです。したがって、その健全な発達を促すためには、各学校種を通じた系統性、一貫性を基盤として、個々の児童生徒の発達段階を踏まえた適時・適切な指導・援助が必要だと言えます。
- 教科指導など領域を持つものについては、学習指導要領により各発達段階における指導内容が明示されており、明確な系統性が示されています。しかし、機能概念である児童・生徒指導においては、児童生徒の成長を見通した指導・援助の系統性、一貫性を保つために異校種間相互の連携が必要となります。
- さらに、生活空間の変化や社会全体の規範と価値観の変容を背景とした児童生徒の問題行動の多様化や広域化は一つの学校だけでは対応をより困難にしており、各学校種間及び関係機関等との連携が強く求められています。

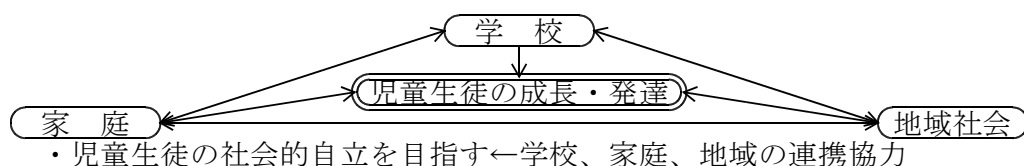
Q 異校種間連携を進める上での留意点は何でしょうか。

- A** ○ ポイントは4点あります。
- (1) 異校種間の情報の相互性
 - ・指導方針や指導内容、指導方法について、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校さらに中学校と高等学校で十分な理解を深めることは、指導の系統性、一貫性を保つ上で特に重要です。
 - ・個々の児童生徒の発達特性や、特に問題傾向をもつ児童生徒について、情報を相互に発信し合うことは、その後の効果的な指導・援助の実践に有効です。
 - (2) 体験的な交流活動
 - ・異年齢集団の遊びやギャングエイジを経験しないままに加齢している児童生徒の増加が指摘され、その結果、集団とのかかわり方や集団への帰属意識、規範意識の基礎や他者への信頼感などが身に付いていない状況が見られます。
 - ・異校種間の体験的な活動による交流を通して、年長者としての自信や自覚、年長者に対する信頼感や憧れ、年少者への思いやりなどの資質や能力を身に付けさせていくことは、個々の児童生徒の健全な発達に資するところが大きいと考えられます。
 - (3) 教員の行動連携
 - ・各学校種における児童生徒の発達課題を明確にしながら、それを身に付けさせるための具体的な取組を分担していくことは、児童・生徒指導上の課題です。また、問題行動や不登校など、学校種を超えた共通の課題等について、相互の授業参観や合同事例研究会などを通じて、教員が資質や意識を高めていくことが求められています。
 - (4) 地域活動の活用
 - ・学校は地域における教育の中心であり、教員は子どもたちの育成に関して地域社会のリーダーとして期待される存在です。教員としての自覚を持ちながら、地域社会における様々な活動にかかわりを強めていくことは大切なことです。
 - ・地域の様々な行事に参加することは、異校種間の連携を推進することに効果的であり、児童生徒は、様々な異年齢の人との交流を通じて社会や人間について体験的に学ぶことができます。

家庭・地域に開かれた児童・生徒指導の在り方

1 学校、家庭、地域の関連

◎開かれた学校＝校内に開かれた指導体制＋家庭・地域等との連携（情報・行動の双方向性）



2 開かれた学校を目指して（見える児童・生徒指導、説明責任）

(1) 家庭の機能

家庭の機能	
安定化の機能	社会化の機能
温かな雰囲気 基本欲求の充足 基本的な信頼感 →情緒の安定 豊かな人格形成	発達段階に応じたしつけ 基本的生活習慣 人間関係づくり 遵法精神 道徳的实践力 →生涯学習社会に生きる基本的資質の獲得

(2) 家庭との連携

諸調査	家庭環境調査票、生徒個票などによる児童生徒理解と情報収集、家族のプライバシーへの配慮等
家庭訪問の実施	事前に保護者に連絡、短時間を基本に、目的を明確にし信頼関係を築く、誠意ある説明、秘密の厳守、批判しない等
保護者会等での協力要請	児童・生徒指導の基本方針などの説明等情報公開による保護者への情報提供・啓発、学校に対して何を期待しているか等
学校だより等の作成	家庭教育や児童・生徒指導に関する啓発、保護者からの意見の掲載などの配慮
日常の授業への参加	総会や授業参観、学校行事だけでなく、気軽に保護者が学校に足を運べる状況への改善
日常的な連携	欠席の際の電話連絡や子どものよい点を積極的に家庭に報告 家庭からの意見や情報を得やすくする関係づくり

(3) 地域との連携

開かれた学校	閉鎖的な学校
・地域からの様々な情報の入手が可能 ・情報に基づく的確な判断が可能 ・外部に対して早急に連絡可能	・必要な情報の入手が困難 ・指導についての意見や批判を聞けない ・独善的・管理的な指導の押し付け
児童・生徒指導の成果が上がり 学校経営への定着が図れる	生徒指導の効果が上がらず 生き生きとした学校生活を送れない

《地域との連携の具体的活動例》

地域へ	①学校だより等の広報誌を使って、学校の取組や児童・生徒指導上の課題等を地域へも伝え協力を依頼する。
	②学校の図書館、家庭科室、コンピュータ室等を開放し、地域住民に活用してもらったり機器の使い方を教えたりする。
	③家庭教育学級などの参加対象を地域住民にも広げ、地域社会の教育に関する問題について話し合う。
	④部活動等の行事日程を調整するなどして、地域行事への積極的参加を促す。
地域から	⑤外部講師や学校支援ボランティアとして教科の学習や専門的な内容の指導に協力願う。
	⑥児童・生徒指導に関する対策委員会等に参加を依頼し、地域の具体的な情報や意見を得ながら児童・生徒指導体制の一層の整備を図る。
	⑦学校評議員制度などを積極的に活用し、学校教育の改善に向けた意見を発信願う。

(4) 関係機関との連携

- 日常的な連携…公民館、博物館、図書館、青年の家、少年自然の家、市町村役場 等
- 問題行動等連携…警察署、少年サポートセンター、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所、人権擁護委員会、児童相談所、健康福祉センター（保健所）、少年補導センター 等

《家庭・地域に開かれた児童・生徒指導の在り方》

Q 家庭の教育力の低下が叫ばれていますが、学校から家庭（保護者）に対して働きかけるポイントについて教えてください。

- A ○ 子どもにとって家庭は、どのようなときでも心が安まり、最も安心できる場所です。そのような家庭を築くために、朝のあいさつ、子どもと一緒に食事、家族旅行などをすることで意図的に会話を増やしたり、子どもの言動について共感的に理解したりすることが大切です。このようなことなど、家庭が子どもにとっての「心の居場所」になるからです。
- また、ルールを守ることや善悪の判断については、家庭生活の中での様々な場面を通して幼児期からしっかりと指導する必要があります。そのためにも、父親、母親ともに一貫した考え方で、やってはいけないことに対してはしっかりと叱り、良いことに対しては褒めることを基本に、自分のことは自分です、自分の行動に責任を持つ、他人に迷惑をかけないなどのしつけをきちんと子どもに指導するよう働きかけることが重要です。さらには、小学生では集団での野外遊びを通して個性や創造力の伸長、思いやりの心や自己存在感の醸成、中・高生ではボランティア活動への参加や職場見学等を通じた働くことの意義や職業観の育成も大切です。
- これらのことを、保護者会や学校だより等を通して学校側からきちんと説明することと理解が得られにくい家庭に対しては電話や家庭訪問により根気強く説明し、いつも学校と家庭は「チームメイト」の関係づくりに心がけることがポイントです。

Q 地域との連携では教育委員会などが推進している「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動が効果的と思われますが、この運動について簡単に説明してください。

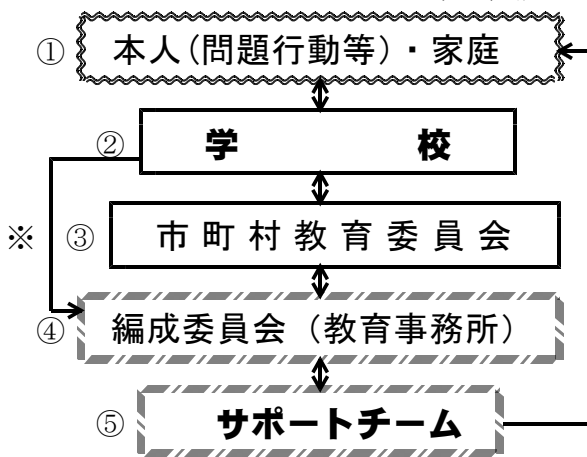
- A ○ 現在の子どもたちの問題行動等の背景として、地域社会における人間関係の希薄さや大人の子どもへのかかわり方などの問題が指摘されています。そこで、県教育委員会では「(財)とちぎ青少年こども財団」などと実行委員会を組織し、地域の大人みんなで子どもを育てることの重要性を訴え、21世紀を担う心豊かな栃木の子どもを育成するためにこの運動を平成11年度から開始しました。
- この運動は、学校、家庭、地域社会が一丸となって、「社会規範を守る心」「正義感や倫理観」「命を大切に作る心」「他を思いやる心」などの『豊かな心』をもつ、たくましい栃木の子どもを育てることをねらいとしており、学校が保護者や地域住民と連携・協力して取り組む児童・生徒指導と軌を一にするものです。

スローガン「うちの子・よその子・栃木の子、みんなで育てて明るい未来」
実践指標

- ◎ 人に迷惑をかけることは『ダメ』と言おう。
- ◎ 『あいさつ』の輪を広げよう。
- ◎ 『本の時間』をつくろう。

Q 問題行動等に対応するために「サポートチーム」があると聞きました。どのように「サポートチーム」を活用したらよいのですか。

- A ○ 各学校では、問題行動等に至った児童生徒に対して、学校の指導体制の整備や教職員間の共通理解のもと、その対応に当たっています。しかし、学校内の体制だけでは解決が困難な場合や他の関係機関等と連携した方が早期に解決できる場合には「サポートチーム」による対応も考えられます。
- たとえ「サポートチーム」を組織したとしても、学校も一緒になってかかわります。日ごろから「開かれた学校」として、地域の方々や関係機関とは密接に連携が取れるような体制づくりが求められます。
- 具体的な流れ図を下記に示しますが、困ったときには、各教育事務所に配属されているスクールサポーター等に相談してください。



- ①本人に深刻な問題行動等が見られた場合。
②学校はその解決に向かって努力する。
③学校内の体制だけでは解決が困難な場合には、「サポートチーム」の編成を教育事務所内の「サポートチーム編成委員会」に要請する。(宇都宮市の場合は市独自で編成)
※県立学校は②から④へ
④教育事務所又は市町村の「サポートチーム編成委員会」では、問題行動等のケースごとに最もふさわしい人物を選び、「サポートチーム」を編成する。
⑤深刻な問題行動等が見られた児童生徒やその家庭に対して、立ち直りに向けてチームでその対応に当たる。

児童・生徒指導に関する評価

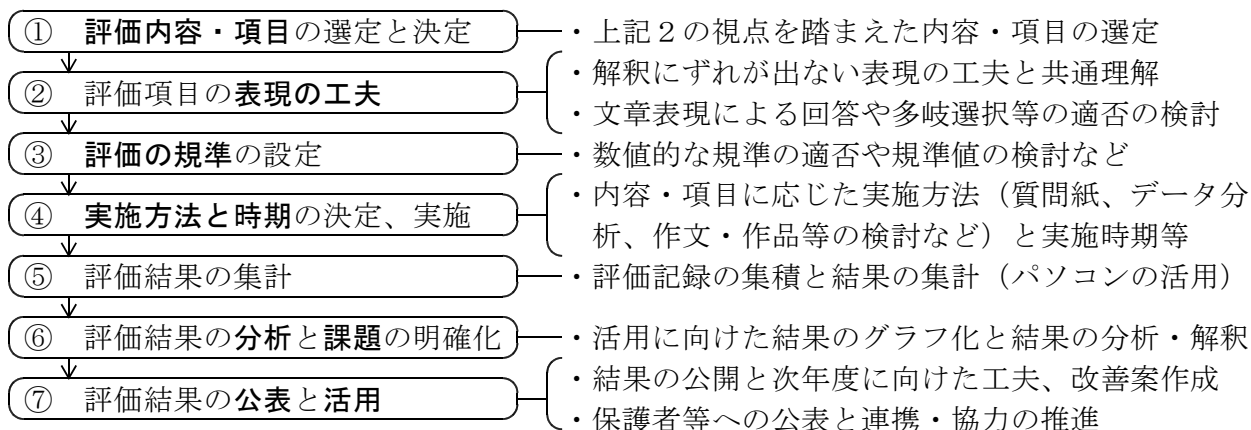
1 評価の必要性

- (1) 児童・生徒指導の取組…多岐にわたる内容と広範な組織、計画的な実践と緊急対応など
→日常的及び定期的な評価の実践と結果の活用が不可欠
- (2) 各学校の児童・生徒指導の評価に見られる主な問題点
 - ・現状把握や実態分析の不足（未実施等）
 - ・評価の観点の少なさと規準のあいまいさ
 - ・評価回数の少なさ（年1回など）
 - ・一部の教職員だけによる評価

2 評価の観点

諸計画の妥当性	児童・生徒指導目標、基本方針、重点課題、努力点、年間指導計画の内容等の妥当性、研修計画やその内容、調査等の在り方など
組織・体制及び連携の在り方	児童・生徒指導部の在り方、人数配分、人材配置、部内及び他の部との連携の適否、協力体制、家庭や地域・専門機関等との連携の状況、危機管理マニュアルの内容や活用状況等
児童生徒の実態等	個々の児童生徒の自己指導能力（主体的な取組、判断力、実行力、自己評価等）、社会性や人間関係づくりの力、学校全体としての児童生徒の状況等
指導・援助の方法等	日常的な児童・生徒指導、校則の在り方、児童生徒の人権への配慮、問題行動等の予防指導・早期発見・早期対応の状況と方法、健康・安全への配慮、指導にからむ体罰の有無等
児童生徒の問題行動等	暴力行為、いじめ、不登校、薬物乱用、性の逸脱行為などの発生件数や発生状況（場面、経緯、人間関係等）や解消状況、中途退学など
その他	新たな課題への対応（学級・学年・学校レベル、地域として、社会全体として）、復命結果等の生かし方など

3 評価の手順と留意点



4 実施上の留意点等

- (1) 客観性・妥当性への配慮
 - ア 多面的な評価の実施
 - ・アンケート調査（教職員、児童生徒、保護者、学校評議委員等）の実施や指導記録の分析など
 - ・全校の児童生徒や学校全体の評価と個々の児童生徒に対する評価との組合せ
 - イ 達成目標や評価規準の設定
 - ・具体的な評価の目安の明確化（継続的な評価と結果の累積）
 - ウ 担当者の割当
 - ・評価の責任者・担当者を各分野別に分担（担当者の負担の軽減と客観性の確保）
- (2) 計画的な実践と緊急的対応の両面の評価
 - ・月ごとの計画的な取組が可能な分野（目標の設定や特別活動の実践等）
 - ・緊急的な対応が主となる分野（問題行動等対応や教育相談など）

} ←それぞれの観点から評価
- (3) 定期的・日常的な評価結果の累積
 - ア 定期的な評価：週案による記録、学級経営録による記録、学期ごとの学校評価など
 - イ 日常的な評価：個人の記録、児童会・生徒会活動の記録、学校行事等の反省など
→評価内容や項目等は年度の早い段階から教職員に示しておくようにする
- (4) 次年度の計画等への反映
 - ・全教職員への評価結果の周知（内容によっては児童生徒や保護者・地域への周知も可）
 - ・評価結果の分析による問題点等の明確化と次年度の計画への反映

《児童・生徒指導に関する評価》

Q 児童・生徒指導の評価は、なぜ、必要なのですか。

- A** ○ 児童・生徒指導は機能として作用するものですが、その内容は基本的な理念の理解や諸計画、児童・生徒指導関係の組織や関係教科等、児童生徒や保護者・地域の実態把握、教育相談、児童生徒の問題行動等への対応など、多岐にわたっています。その範囲が広ければ広いほど複雑になることから、全体計画の重要性が増すとともに諸計画や分野、組織間の連携が不可欠となってきます。
- これらを円滑に、また児童・生徒指導の理念が適切に機能するようにするには、しっかりとした規準で多角的な観点から、日常的に、あるいは定期的に各種の状況等について評価を行い、その結果を、随時、改善に生かしていく必要があると言えます。
- なお、児童・生徒指導だけの評価を学校全体等で行うことが難しい場合には、教務主任と連携を図りながら、学校評価の一部として行うようにするとよいでしょう。

Q その評価の観点にはどのようなものがありますか。

- A** ○ 観点としては様々な視点が考えられますが、ここでは大きく児童生徒の実態、問題行動、諸計画、組織・体制及び組織間などの連携、児童生徒への指導・援助などに分類してみました。それぞれの詳細な内容についてはp 34の2を参照してください。これらをもとに、各学校の実態等を踏まえて具体的な項目を設定することになります。

Q 評価はどのような手順で行えばよいですか。また、その留意点についても示してください。

- A** ○ 先に記したように、児童・生徒指導の内容等は極めて多岐にわたることから、それぞれの観点から漏れのないように具体的な項目を列挙することから始めることになります。このとき、担当者だけでなくできるだけ多くの教職員の協力を得て選定するようにします。
- 次に、評価項目の表現を工夫する必要があります。短すぎる単語だけの表現や何通りにも解釈できる文章では、評価を行う教職員同士の共通理解が図れず、設問の意図がずれる可能性があります。また、長い文章の中にいくつもの観点が含まれている場合には、一つ一つの実態等が評価結果に反映されないことも予想されます。集計の容易さだけに偏ることのないように留意するとともに、評価の規準についても丁寧に検討する必要があります。特に、回答を「多い 4－3－2－1 少ない」などのような選択肢から選ぶ場合などは奇数（3又は5など）の項目数にすると必ず中間の数値が多くなり、実態が分かりにくいこともありしますので注意が必要です。
- 評価の実施に当たっては、内容によって具体的な評価方法や何を基礎データとするか、あるいは実施時期などをよく検討する必要があります。教職員自身の印象だけで評価するのは避けた方がよいでしょう。
- 実施後、評価結果を集計するとともにその分析や活用に向けたグラフ化などの作業が必要になります。この時、パソコンを使った集計等を行うと、事後の分析やグラフ作成などに便利です。
- 結果の解釈は決して個人で行うのではなく、必ず児童・生徒指導部会や学年会などの組織等を活用し、項目選定と同様に多くの教職員の意見を得る方が効果的です。
- なお、評価の結果は教職員だけでなく児童生徒や保護者、学校評議員などにも公表し、さらに意見を得ながら一層の改善を図るようにするなど、具体的な改善案の作成に向けて活用することが大切です。

Q このほか、特に留意することはありますか。

- A** ○ 評価は可能な限り客観性のあるものが求められます。教職員、児童生徒、保護者など、できるだけ多様な立場から、また、多種の記録等をベースに評価を行う必要があります。
- また、生徒指導主事の負担の軽減と客観性の一層の確保などのため、評価方法ごとに担当者を分担するなどの配慮も必要です。
- 内容によっては特別活動など計画的な実践ができるものと問題行動等への対応などの緊急的な対応が主となるものとがあることから、評価の規準などもすべて一律のものでは評価できない場合もあるので注意が必要です。
- 同様に、定期的に評価を行うことができるものと日常的な評価の蓄積が必要となるものなどがあります。学期末等の時期で済むものはともかく、日ごろから記録を累積することが求められるものがあることを踏まえ、年度当初など早い段階から教職員に評価項目等を示し、きちんとした評価が実践できるようにするとよいでしょう。
- なお、評価はその結果が活用されてこそ意味があります。常にその結果が子どもたちのために生かされているか、還元されているか、そしてその結果、子どもたちの新たな活動を生み出すことができているかを視点に評価を行うようにすることが大切です。

児童・生徒指導と懲戒、出席停止

1 懲戒の意味と法的根拠等

懲
戒

学校の秩序の維持又は本人に対する教育上の必要から一定の義務違反に対して制裁を科すこと。（「教務必携」（ぎょうい）より）

当該児童生徒の権利を侵害する可能性
→教育的効果と児童生徒の権利侵害の
程度を検討し、教育上必要とされる
限度内にとどめること

【学校教育法第11条】

校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、文部大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

《要 点》

- ①体罰は行えない。（p38参照）
 - ②本人の立ち直りを目指すなど教育的配慮に基づいて行う。
 - ③児童生徒の基本的な人権を侵害するような懲戒は許されない。
 - ④退学、停学、訓告の処分は校長が行う（教師は行えない）。
+事実上の懲戒（一定の範囲における教育的措置）は教師も行える。
 - ⑤退学処分は学校教育法施行規則第13条の事由に限られる。 ←
- ・公立小・中学校は退学・停学はできない ・国私立小・中学校は停学はできない

【学校教育法施行規則第13条】

○退学・停学等の条件等の詳細

2 懲戒処分と出席停止（公立学校の場合）

	懲戒処分（退学・停学について）	出 席 停 止
対 象	当該生徒に対して（高等学校）	児童生徒の保護者に対して（小・中学校）
命令者	当該校の校長	原則として市町村教育委員会
性 格	当該生徒への懲戒として ・制裁的要素を含む	学校の秩序維持と他の児童生徒の教育を受ける権利の保障のため
法令等	学校教育法施行規則第13条	学校教育法第26条
その他	退学の要件…①性行不良、②学力劣等、 ③出席が常でない、④学校の秩序を乱す等	出席停止期間中の当該児童生徒への生活面・学習面の指導・援助が不可欠

3 適正な懲戒処分等の手順と留意点

- ◎懲戒処分等は生徒に大きな不利益となるため、公平性を踏まえた適正な手続きが必要となる
*本来は、各学校ごとに懲戒処分規程を設けるなど、懲戒手順等を明確にすることが必要である

①当該生徒の立ち直りを目指す取組	・担任として学校としての当該生徒への必要な指導・援助を継続的、組織的に行うとともに、指導・援助の記録を残す
②事実の確認と生徒の弁明の機会の保障	・生徒一人ずつ複数の教師により確認する ・社会常識上容認され得る場や時刻・時間により行う ・威圧的な態度や強制的な自白等は行わない ・生徒の弁明を丁寧に受けとめ、頭から否定しない ・必要に応じ、十分に保護者の意見等を求める
③職員会議における協議と校長による処分の決定	・指導に直接携わった教員等のほか、可能な限り多くの教職員の意見を参考にし、校長が処分の是非を決定する ・先入観や未確認の情報は否定し、公正・公平に判断する
処分等のチェックポイント：人権侵害にならないか、教育的であるか、保護者の理解を得られるか	
④当該生徒・保護者への校長による処分の告知	・校長が当該生徒への処分内容を理由と共に明確に告げる ・正確な記録を残し、学校と保護者の認識のずれを防ぐ
⑤処分後の適切な指導・援助	・停学中等の生徒への計画的な課題の付与、家庭訪問等の実施など、処分後に不満が生じないよう指導・援助を適切に行う
⑥処分の見直し等	・生徒の反省の度合いや処分の効果、不服等を検証し、必要に応じて処分の見直しを行う

【高等学校における退学について】

退学の告知は校長が行うものであり、教員が指導の段階において、当該生徒及び保護者に対し、退学の勧告、強制、又は退学を示唆すると受け止められるような発言をしてはならない。

4 懲戒・出席停止に関する課題

- (1) 児童・生徒指導の視点からの懲戒に対する認識
 - ・当該生徒の立ち直りを目指すべき懲戒の在り方に関する教員間の共通理解不足
- (2) 学校と児童生徒及び保護者の懲戒に対する認識のずれ
 - ・停学と自宅謹慎等との混同や誤解など…保護者等に対する適切で丁寧な説明の必要性
- (3) 事実上の懲戒としての自宅謹慎と学校謹慎
 - ・家庭教育力、監督の力、生徒の特性等を踏まえた判断の必要性和全校体制での対応
- (4) 停学等の生徒への期間中及び学校復帰後の指導・援助
 - ・上記3の⑤のような適切な配慮や対応に欠ける事例の多さ
- (5) 出席停止制度の運用の忌避
 - ・保護者の反発への恐れや手続き、事後対応の煩雑さ等から制度の運用を避ける傾向

《児童・生徒指導と懲戒、出席停止》

Q 懲戒はどんな目的で、どんな生徒などに加えられるのですか。

- A ○ 懲戒は、教育的な配慮を前提として当該児童生徒に与える適度の制裁のことを言います。それは感情的な背景のものであったり、公正さに欠けるものであってはなりません。
- この懲戒は、高校生などに加えられる「懲戒処分」と、小学校などでも行われる「事実上の懲戒」との二つがあります。
- 「懲戒処分」とは退学、停学、訓告のことで、その要件は学校教育法施行規則第13条の第3項に示されており、校長のみがこれを行う権限を有します。これらのうち、退学、停学は公立小・中学校では行えず、国私立小・中学校でも停学はできません。
- これとは別に「事実上の懲戒(一定の範囲における教育的措置)」は教師でも行うことができ、例えば、たびたび家庭学習の課題を怠る者、学級のきまりなどを守らない者などに対して、放課後の居残りを命じて特別の課題を与え、行わせるなどの措置がこれに当たります。
- しかし、懲戒は当該児童生徒への効果だけでなく他の児童生徒の同様の行為に対する抑止力の一面もある一方、当該生徒の教育を受ける権利を侵害する可能性も高いことから、多角的に検討し、教育上必要と考えられる範囲に留めることが重要です。

Q 出席停止は懲戒ではないのですか。

- A ○ 出席停止と懲戒とは一見類似していますが、その目的や性格は大きく異なっています。
- 懲戒は処罰としての性格を持ち、高等学校等において当該生徒の性行等の改善を図るため、本人に対して校長が行うものです。
- 一方、出席停止は市町村立の小・中学校において「性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒がある」とき、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために、当該児童生徒の保護者に対し、原則として教育委員会が命じるものであり、懲戒とは全く異質なものです。

Q 高等学校で行う「学校に生徒を登校させない『自宅謹慎』」は懲戒処分ではないのですか。

- A ○ 生徒を自宅で謹慎させ、外出を禁じる「自宅謹慎」や、登校しても所属の学級では授業を受けさせない「学校謹慎」は、懲戒処分には当たりません。しかし、先にも記したように「事実上の懲戒」として、校長の裁量の範囲で行える教育的な措置として多くの高校などで行われています。しかし、自宅謹慎等は教育的指導の一環であることから、学校が謹慎期間中における学習指導や生活の在り方等の指導を行うことは当然のことです。
- 「停学」の場合には「懲戒処分」であるため、当該生徒の氏名や処分理由、停学期間などを教育委員会に報告する義務があり、また、指導要録にも記録されることになります。
- なお、停学期間中の学習指導等を行わねばならないという規定は法令等には記されていませんが、「停学」であっても学校として適切な配慮の下に期間中の指導・援助を行うことが望ましいと言えます。
- 学校によってはこの両者の区別を当該生徒や保護者に説明せずに、「○月○日まで学校に来ないように」などの表現で伝えるだけで、詳しい説明をしない場合も見られます。保護者の誤解を招く要因の一つとなっているので注意が必要です。
- さらに、生徒が深く反省し、監督できる家庭などの場合には自宅謹慎は有効ですが、そうでない場合には、当該生徒を学校に登校させ、学校で特別指導を行う「学校謹慎」の方が有効である事例の方が多いように思われます。
- ※ 小・中学校においては国・公・私立を問わず「家庭謹慎」による指導はできません。

Q 児童・生徒指導の面から見て、懲戒等の事例について問題となっている点がありますか。

- A ○ 最も多く指摘されるのは、懲戒処分が当該生徒等の学校からの排除を目的にしているのではないかと思われるような事例があることです。あくまで教育的措置として、当該生徒等の立ち直りを目指すことが本来の姿であることを忘れないことです。
- このほか、十分に調査をしなかったり当該生徒等の言い分を聞こうとしなかったりした事例、あるいは処分期間中の出席日数等の扱いなどで公正さ・公平さに欠けるのではないかと疑われるような事例も耳にします。
- くれぐれも懲戒の本来の意義・目的を忘れないことです。

【参考】懲戒等の範囲など(例)

- | |
|--|
| ①児童生徒への侮辱的・軽蔑的発言……………体罰ではないが教育的に許されるものではない |
| ②放課後の教室残留を命じる行為……………合理的で、限度を超えない範囲であること |
| ③授業中教室に入れない、教室外に出す…通常は許されない |
| ・他の児童生徒の妨げとなる行為等がこれ以外に制止できない場合は合理的限度内で可能 |
| ④不正行為者を放課後残しての尋問……………合理的な範囲内で許される(自白の強制は許されない) |
| ⑤学校当番等を多く割り当てるなど……………不当差別や酷使にわたることがなければ可能 |
| ⑥本人の同意なしのカバン等の検査……………プライバシーの観点から許されない |

体罰根絶を目指した児童・生徒指導

1 体罰とは

(1) 体罰と懲戒

【学校教育法第11条－学生・生徒等の懲戒－】

校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、文部大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

※児童懲戒権の限界について（昭23.12.22法務庁法務調査意見長官回答から部分要約）

①身体に対する侵害を内容とする懲戒－なぐる・けるの類－

②被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒

（端座、直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させるような懲戒）

※その判断は当該児童の年齢、健康、場所的・時間的環境等種々の条件から判断する

→「体罰」

(2) 体罰の問題点

○体罰…形を変えた「暴力」

「暴力による問題解決を「容認」→児童生徒の暴力を否定できない
児童生徒の反抗心を引き起こす＋自発的な自己形成の機会を奪う

2 体罰が行われる状況とその背景等

体罰が行われる状況	【体罰の主な事例】	体罰がなくなる背景						
●ついカッとなって（感情の制御不能） ●他への見せしめ（誤った集団規律維持の方法） ●子どもを見下す姿勢（使命感のはき違い） ●自分の経験へのこだわりや技量の無さを隠すための行為（部活動指導者としてのカリスマ性の維持）	<table><tr><td>小学校</td><td>授業中、学習態度が悪い児童を指導する際、黒板拭きの角で頭をたたき、切り傷を負わせた。</td></tr><tr><td>中学校</td><td>遅刻しながら黙って着席した生徒に理由を尋ねたが答えなかったため、胸ぐらをつかんで引き倒し、けがをさせた。</td></tr><tr><td>高等学校</td><td>校内球技大会で上級生の仕事を手伝わずに遊んでいた運動部員の頬を部活動顧問が平手で殴り、傷を負わせた。</td></tr></table> （過去の本県の事例から）	小学校	授業中、学習態度が悪い児童を指導する際、黒板拭きの角で頭をたたき、切り傷を負わせた。	中学校	遅刻しながら黙って着席した生徒に理由を尋ねたが答えなかったため、胸ぐらをつかんで引き倒し、けがをさせた。	高等学校	校内球技大会で上級生の仕事を手伝わずに遊んでいた運動部員の頬を部活動顧問が平手で殴り、傷を負わせた。	◆教員社会の特殊性（閉鎖的で、注意し合う雰囲気欠如） ◆教職員の危機意識の不足（感覚の鈍化） ◆力に頼る即効性の誤認（目先優先、度量の無さ） ◆保護者の体罰容認を鵜呑みにする体質（指導と体罰のはき違い） ◆管理者の指導力不足（組織的なもたれあい等）
小学校	授業中、学習態度が悪い児童を指導する際、黒板拭きの角で頭をたたき、切り傷を負わせた。							
中学校	遅刻しながら黙って着席した生徒に理由を尋ねたが答えなかったため、胸ぐらをつかんで引き倒し、けがをさせた。							
高等学校	校内球技大会で上級生の仕事を手伝わずに遊んでいた運動部員の頬を部活動顧問が平手で殴り、傷を負わせた。							

3 体罰根絶を目指す取組

(1) 教師自身の取組

ア 罰や力に頼らない指導技術の体得

・教師からの指導を心から納得できるような児童生徒との人間関係の構築

イ 人格を磨く

・児童生徒と対峙したときの余裕と目で理解し話し合える技量、自己開示できる余裕

ウ 児童生徒理解の徹底

・「児童生徒理解に始まり児童生徒理解に尽きる」児童・生徒指導の体得

エ 保護者、子ども、自分自身の身に置き換えた指導の実践

・教師として大人になること

(2) 学校体制としての取組

・体罰について考える機会の設定（研修資料の効果的な活用と開発など）

・組織的な児童・生徒指導の展開（問題行動との偶発的遭遇場面の回避：複数での対応等）

・当該児童生徒との人間関係を配慮した指導体制の整備（共通理解の徹底と組織での対応等）

・教師自身の意識改革に向けた取組（人権意識や社会やマスコミの見方の理解）

・部活動の在り方の確認（本来の部活動のねらいと顧問としての教師の在り方等）

《体罰根絶を目指した児童・生徒指導》

Q 体罰は法律で禁じられていると言われますが、どんな行為が体罰に当たるのですか。
 ○ 体罰は法律により禁じられていますが、児童生徒への指導として行われる懲戒との違いについては明確な線引きはできません。しかし、昭和24年の法務省発表「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」には次の例が記されています。

- ・用便に行かせなかったり、食事時間が過ぎても教室に留め置くこと。
- ・遅刻した生徒を教室に入れず、授業を受けさせないこと。
- ・授業中怠けた、騒いだからといって生徒を教室外に出すこと。
- ・盗みの場合などに、その生徒や証人を放課後尋問し、自白や供述を強制すること。
- ・遅刻や怠けたことによって、不当な差別待遇や酷使をすること。

このほか、殴る・蹴るの行為や正座ですわらせる、直立のまま立たせるなどの姿勢を長時間取らせるのも体罰に当たります。

- 体罰は、形を変えた「暴力」であり、児童生徒の暴力行為を容認することにつながったり、児童生徒の反抗心を引き起こしたりするなど、何らよい結果につながることはありません。しかし、体罰と懲戒の区別を云々言うよりも、本来の児童・生徒指導の充実を図りながら児童生徒の長所を生かし伸ばすとともに、問題行動につながるような場合でも説諭を中心に当該児童生徒の心に働きかける言葉かけや行為等が大切です。

Q 体罰はいけないと分かっていながら、どうして起こしてしまうのでしょうか。
 ○ 様々な体罰の事例の状況やその背景を整理するとp38の2のようになります。特に体罰が行われる状況からは、一時的な感情の高ぶりや児童生徒の人権を軽視する考えなどが多く、教師としての力量の低さを隠そうとする姿がうかがえます。

また、教員としての人権に対する意識の低さや児童生徒への誤った優越感、あるいは体罰の問題に対するなれあいとも言える緩んだ指導体制なども指摘されているところです。

- いずれにしても教師としての力量のなさ、学校としての危機感の甘さがこうした問題を生んでいると言えそうです。

Q 体罰を行わないようにするにはどんな点に注意すればよいのでしょうか。
 ○ 教師自身にあっては何よりも児童生徒理解を踏まえた適切な指導の在り方を学ぶとともに、自らを教育の専門家として自覚し、社会に生きる大人として人格を磨き、思いやりや人権意識を高めていくことが不可欠です。よく「愛のむち」や「教師と児童生徒との信頼感があれば…」などと口にする例がありますが、これは教師がまるで特権階級でもあるかのような、前近代的な感覚であるとしか言いようがありません。

- 同様に、学校としても本来の児童・生徒指導の在り方や問題場面における適切な指導の在り方等について、学校を挙げて研修を徹底し、教職員の体罰を否定する意識の高揚を図ることが重要です。中でも部活動の指導については、過去の事例から体罰が行われやすい場である傾向がうかがえることから、特に注意をする必要があります。

【参考】 体罰に伴って発生する3つの責任

「体罰のない学校は実現できます！」（平成14年11月、埼玉県教育委員会）より部分引用

1 行政上の責任	
事 例	部活動の指導中、ミスをしたり指導に従わなかったりした複数の生徒に対して、平手や拳で顔をたたいた。当該教師は以前にも体罰により懲戒処分を受けている。
責 任	体罰を加えた教員、監督責任者である校長等は地方公務員法第29条により懲戒処分の対象となる。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職があり、禁固以上の刑に処せられた場合は、地方公務員法の規定により失職となり、さらに教育職員免許法の規定により、免許状が失効となる。
処 分	停職6月間
2 刑事上の責任	
事 例	学習指導中、教師の指示に反抗した生徒に対して、机を蹴り、平手で頬をたたき、髪の毛をわしづかみにして引きずるように引っ張った。
責 任	場合によっては暴行罪（刑法208条）が成立するとともに、相手にけがをさせれば傷害罪（刑法第204条）も成立する。起訴された場合には罰金刑あるいは懲役等の判決を受けることも考えられる。
判 決	罰金10万円
3 民事上の責任	
事 例	教員の指示に反論した生徒に対して激怒し、生徒の机を蹴り飛ばし、平手で頬を殴った。裁判所は、教員の暴行を体罰と認めた。
責 任	体罰を加えた教員、監督責任者である校長等は、民事上の損害賠償請求事件の被告として、その責任を問われることもある。
判 決	50万円の慰謝料

学校週5日制と児童・生徒指導

1 学校週5日制の意義

(1) 文部科学省通知から（平成14年3月、文部科学省初第1000号）

児童生徒の家庭や地域社会での生活時間を増やす → 主体的に使える時間の増加
 学校・家庭・地域社会の相互連携 → ← 社会体験や自然体験などの様々な活動
 「ゆとり」の中で「生きる力」をはぐくむ

(2) 配慮を要する点

- ・家庭、地域での児童生徒の過ごし方の問題（独りで過ごす子、溜まり場になる家庭、無目的な過ごし方など）
- ・生活圏の拡大による問題（学校の枠を超えた交友関係のプラス面とマイナス面）
- ・休み明け（月曜日）の不応行動への対応（不登校傾向、遅刻、生活の乱れなど）

(3) 児童・生徒指導上の視点（土・日の過ごし方）

- ①様々な体験を得られるように児童生徒を支援する
- ②計画的で有意義な過ごし方、よりよい過ごし方ができるよう指導・援助する
- ③家庭、地域社会、社会教育施設等関係機関との連携を強化する

2 学校内の取組の強化

(1) 本来の児童・生徒指導の工夫・充実

○児童生徒が学校にいる5日間の活動の充実を図る

- ①自己選択、自己管理、自己責任の力や態度の育成 ← 主体的活動の増加を踏まえて
- ②マナーやルールを守る態度の育成 ← 地域社会での活動の増加を想定して
- ③ボランティアや社会参加の態度の育成 ← 地域行事への一層の参加を期待して

例・課題選択方式の学習の工夫等（選択能力と計画性の育成）

- ・学級活動(HR)でのマナー等の話し合いや児童会・生徒会等での校則等の検討など
- ・遠足等におけるグループ単位での行動とその活動計画の作成、実践、評価等

(2) 個への配慮

○児童生徒一人一人の状況把握と個に応じた指導の強化

- ①休日等における家庭の状況や児童生徒の過ごし方等の把握
- ②状況に応じた留意事項等の指導・助言、社会教育施設等に関する情報提供
- ③休日明けの声掛けと休日中の行動の概要把握及びこれに応じた指導

3 家庭・地域社会等との連携

(1) 家庭との連携

○学校週5日制の意義の周知等

学校週5日制の意味・ねらい、具体的な子どもとのかかわり方、接し方など

- ①年度当初の総会や学級懇談、各種広報、講演会等で周知
- ②児童生徒それぞれに応じた休日を過ごす計画の立案＋保護者と連携した指導・援助
- ③積極的な子どもとのかかわりの必要性の周知と取組の促進

(2) 地域社会との連携

○休日の「児童生徒の活動の場としての地域社会」としての意義の周知と協力依頼

〔主な連携先〕子ども会育成会、自治会、敬老会、ボーイスカウト・ガールスカウト等

- ①広報を通じた地域への発信や地域からの情報収集を工夫
- ②意義の説明と児童生徒の行事への参加促進や諸計画の参画等についての依頼
- ③「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動への協力・参加の依頼

○広報を通じた地域への発信や地域からの情報が得やすくなるような開かれた学校づくり

(3) 関係機関との連携

○情報の双方向性の日常からの連携強化

- 〔社会教育施設等〕・日常から学習など諸活動についての連携強化
- ・土・日に開催される行事への児童生徒の参加促進の工夫
- 〔警察・補導センター等〕・日ごろからの情報交換と定期的な補導活動の実践など

《学校週5日制と児童・生徒指導》

Q 学校週5日制の本来のねらいとはどんなことですか。その経緯や学習指導の関連などについて教えてください。

A ○ 学校週5日制は「生きる力」の育成と大きくかかわるものであり、その経緯は昭和46年にまで遡るものです。以下に主な経緯を示します。

年	審議会名等と主な内容
昭46	中央教育審議会答申…今日の学校教育改革の方向性を示す ・人間形成としての学校教育の重要性と <u>自主的・自律的に生きる力の必要性</u> →今日の「生きる力」の原点 ・「学校、家庭、地域の教育力（機能）及び役割の見直し」 →学校週5日制の理念のもととなる
昭51	教育課程審議会答申（昭和51年12月）…詰め込み的な教育内容等の是正を目指す ・受け身的な学習態度を改め、自発的な学習態度を育成する 〔改善の方向〕①人間性豊かな児童生徒を育てる ②ゆとりのあるしかも充実した学校生活 ③国民としての基礎・基本の重視 →学習内容20%削減、授業時間10%削減
平8	中央教育審議会第一次答申（平成8年7月）「子供に「生きる力」と「ゆとり」を」 （①確かな学力 ②豊かな人間性 ③健康・体力 + 完全学校週5日制）
平10	教育課程審議会答申（平成10年7月） ・「ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること」→現行の学習指導要領の改善に

これらを基本に、平成4年9月から月1回の学校週5日制が導入され、7年4月からは月2回に回数が増えた後、14年4月から完全学校週5日制となりました。

○ 以上のように30年以上もの年月を経て進められてきた学校週5日制は、子どもたちが本来身に付けるべき資質や能力を育成するため、学校や家庭、地域社会全体の教育の在り方を見直し、家庭や地域での生活時間を増やすことによって子どもに生活のリズムを与え、豊かな生活体験や活動体験を提供することがねらいであり、教師のための休日の確保ではなく「子どものための学校週5日制」であることを我々は改めて認識すべきであると言えます。

Q 学校週5日制を進める上で、学校は児童・生徒指導の視点からどのようなことに留意し、努力すればよいですか。

A ○ 子どもたちにかかわる上で大きく3点が挙げられます。

一つは、学校は、まず、学校が児童生徒を直接預かる5日間の指導・援助を確実なものとし、本来の児童・生徒指導の充実を図ることが特に大切です。学校週5日制の中で生きる児童生徒には主体的な活動や地域社会での活動が増加することなどを踏まえ、自己選択、自己管理、自己責任の力を伸ばすことやマナー・ルールを守る態度、社会参加の態度などを育成することなどを念頭に、様々な取組を工夫する必要があります。

二つ目は、家庭や地域の組織等との連携を密にし、学校週5日制の本来のねらいや意義を十分に周知するとともに、家庭においては学校との協力の下に休日等を計画的・目的的に過ごすことができるようにすることが必要です。また、地域には児童生徒の主体的な活動への参加を呼びかけ、児童生徒が行きたくなるような行事等の工夫や企画・運営への子どもたちの参加も考慮するなどの配慮について学校が働きかけることも大切です。

三つ目は、個別の児童生徒への配慮が求められます。すべての児童生徒の家庭に土・日に保護者がいる訳ではありません。一人一人の児童生徒が休日にどのような過ごし方をするのかを丁寧に把握するとともに、これに応じた指導・助言や休日明けの様子の確認なども大切になります。

これに伴い、関係機関等との連携を図り、適切な過ごし方ができるよう各種の社会施設等の事業に関する情報の提供を工夫することも必要です。また、警察などとも連携し、児童生徒の非行防止の視点も踏まえた情報交換や補導活動などの取組も重要となります。

【 資 料 】

児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する点検項目（各学校用）

◎ 自校の現状等について、＊印を規準に３段階で下記の各項目の評価を行い、該当する欄に○印を記入する。また、問題点や今後の改善策等がある場合には特記事項欄に具体的に記入する。

（④など反転した丸数字の項目はスクールカウンセラー・心の教室相談員の配置校のみ対象）

＊ A…十分行われている B…ある程度行われている C…あまり行われていない

1 学校における管理・指導体制の在り方

(1) 管理職のリーダーシップ等	A	B	C	特 記 事 項
① 児童・生徒指導上の諸問題について、校長・教頭が実態把握や児童・生徒指導に係る基本方針等を具体的に示しているか。				
② ①について、児童・生徒指導担当教員等の一部の教員だけでなく全校体制で取り組んでいるか。				
③ 管理者は児童生徒の全般的な状況や特に配慮を要する児童生徒等について把握しているか。				
④ 学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳や特別活動等の日常の教育活動の充実に向けた教育課程の編成・実施について指導力を発揮しているか。				
(2) 児童生徒に関する情報の共有化	A	B	C	特 記 事 項
① 個別の状況も含め、校長・教頭に児童生徒に関する情報の報告・連絡・相談が適時・適切に行われているか。				
② 児童生徒の日ごろの行動等について学級・学年間のほか職員会議等で情報の共有化が図られているか。				
③ 特に配慮を要する児童生徒について、個別の指導計画や指導の経過等に関する記録を作成し、次の指導の手だてを講じているか。				
④ スクールカウンセラー等による教職員との間の連携や専門的な助言が十分に行われているか。				
(3) 指導方針に関する教員間の共通理解と組織的な指導体制	A	B	C	特 記 事 項
① 児童生徒に関する実態把握を踏まえて、児童・生徒指導の方針（課題）が確立されているか。				
② 指導方針について教職員間の共通理解がなされ、協力して指導に当たるような組織体制づくりと自己点検を行っているか。				
③ いじめ・暴力行為・不登校などに関する教育委員会等の指導内容について校内研修等で教職員の理解が深められているか。				
④ 各学級・学年の問題事例等について、開かれた形で対応策の協議がなされているか。				

(4) 豊かな人間関係づくりと教育相談の充実	A	B	C	特 記 事 項
① 日常の教育活動を通して児童生徒一人一人の理解を図るよう工夫しているか。				
② 教師と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係など豊かな人間関係づくりを進めているか。				
③ 児童生徒や保護者の悩みを積極的に受けとめるよう、すべての児童生徒を対象にした相談活動を行うとともに、相談しやすい環境づくりに努めているか。				
④ 児童生徒等からの相談があったときは内面の理解とともに適切な事後の対応に努めているか。				
⑤ 相談活動の計画や実施方法等についてスクールカウンセラー等と教職員間の連携が図られているか。				
(5) 緊急時に備えた校内体制の整備等	A	B	C	特 記 事 項
① 深刻な問題行動の発生を予想して具体的な対応の在り方について日ごろから検討し、教職員の役割分担と共同体制が定められているか。				
② 緊急の問題が発生した際の、児童生徒や保護者、地域住民等に対する情報提供や協力要請の在り方等について予め、周知しているか。				
③ 問題行動に対して、その内容、程度、状況等を的確に把握し、個々の教員だけに任せることなく学校として毅然とした対応を行っているか。				
④ 問題行動が発生した場合の学校の対応の在り方として、出席停止や警察との連携、サポートチームの活用、特別指導の方針など（県立学校では謹慎指導等を含む）について、保護者等にあらかじめ説明しているか。				
⑤ 発生した問題行動について事例の分析と対応に関する評価を行うなど、以後の再発防止に向けた取組を行っているか。				
(6) 児童生徒に関する情報の引継	A	B	C	特 記 事 項
① 児童生徒の進級に際して校内の担任間での個々の児童生徒に関する引継が適切になされているか。				
② 児童生徒の進学に際して個々の児童生徒に関する学校間での情報の引継がなされているか。				
③ 特に配慮を要する児童生徒について、十分な情報の共有と学校間を超えた協力体制が整備されているか。				

2 家庭・地域・関係機関との連携の在り方

(1) 連携方針の確立と共通理解	A	B	C	特記事項
① 家庭・地域・関係機関との連携の進め方について、学校としての基本方針・計画や校内体制を定めているか。				
② ①について教職員間の共通理解とともに保護者や関係者への周知が図られているか。				
③ ②について、特に関係機関の役割・機能や担当者の氏名・連絡先などについて教職員に十分な周知が図られているか。				
(2) 保護者・地域住民との情報交換	A	B	C	特記事項
① 学校参観等の機会を通じて児童生徒の実態や問題行動等の状況、児童・生徒指導の方針、道徳教育の状況等について保護者・地域住民に積極的に情報を提供しているか。				
② 学校外の児童生徒の状況等について、保護者や地域住民等の協力を得て情報を収集しているか。				
③ 不審者情報等の校外での安全にかかわる状況等について、学校・保護者・地域住民・関係機関間で相互の注意喚起が適切になされているか。				
(3) 保護者への啓発、援助等	A	B	C	特記事項
① 日ごろから保護者との連絡を密にし、信頼関係を深めるように努めているか。				
② 家庭でのしつけや子育てについて、保護者や関係機関と連携しながら啓発をしたり、悩み等の相談に応じたりしているか。				
③ あそび・非行の不登校児童生徒に対して、適時の家庭訪問を行い、学校復帰に向けた当該児童生徒や保護者への適切な働きかけを行っているか。				
(4) 地域住民等の意見の反映	A	B	C	特記事項
① 学校評議員制度や学校モニター制度を活用するなどして、児童・生徒指導や道徳教育、安全管理の在り方等について地域住民や保護者などの意見を聴き、学校運営に適切に反映しているか。				
(5) 関係機関等との開かれた連携	A	B	C	特記事項
① 警察や児童相談所等の関係機関との間で学校内外の児童生徒の問題行動、非行、安全に関する問題等について意図的・計画的に情報交換を進めているか。				
② ①の情報等をもとに、具体的な事例研究や対策の協議等を行っているか。				
③ 特に不審者情報については関係機関との相互の情報提供等に関する体制が整備されているか。				
④ 学校での適切な対応が困難な事例等については早期から積極的に連携し、適切な役割分担の下に協同で当該児童生徒や保護者を支援しているか。				
⑤ 近隣の学校間において日常から児童生徒の問題行動についての情報交換や連携が進められているか。				
⑥ 児童虐待防止法の基本的な内容等について教職員間の周知が図られ、同法の趣旨に沿った適切な対応がとられているか。				

3 基本的な道徳観・倫理観等の指導の在り方

(1) 体験活動の活用など多様な指導方法による道徳教育の実践	A	B	C	特 記 事 項
① 道徳教育において、児童生徒の実態等を考慮し、次のような児童生徒一人一人の心に響く指導法の工夫が具体的になされているか。 ・ 児童生徒の悩みや心の揺れ、葛藤等の課題を扱う ・ 社会奉仕活動、自然体験活動等の活用 ・ 魅力的な教材の開発・活用 ・ 保護者や地域の人々の活用 など				
② 自分や他人を傷つけてはいけないことに関して適切な機会を捉えて繰り返し指導しているか。				
③ かけがえのない生命を尊重することについて深く考え、理解させる機会を設けているか。				
④ 法や決まりを守ることなどについて、発達段階を踏まえた指導を行っているか。				
⑤ ④の指導において、具体的な社会問題や法規を取り上げるなどの工夫を行っているか。				
⑥ 自らの行動に責任を持つことの大切さを理解し、実践できるような力を育てる指導を行っているか。				
(2) 特別活動等における創意工夫	A	B	C	特 記 事 項
① 学級（HR）活動において、児童生徒が存在感を感じ、よりよい学級づくりに努めるような環境づくりがなされているか。				
② 学年当初からの日常の生活や学習への適応に関する指導に計画的に取り組み、不安や悩みの解決、望ましい人間関係の確立、心身とも健康で安全な生活態度や習慣の形成等について適切な指導が行われているか。				
③ 学校行事等において、体験的な活動を通して成就感や充実感を味わうなどして集団への所属感を深めているか。				
④ 体験的な活動を通して人間としての生き方を自覚できるような指導が適切に行われているか。				
⑤ 学校の教育活動全体を通して、地域社会との連携の下、社会奉仕体験活動や自然体験活動などの体験活動が積極的に行うなど、児童生徒の社会性の育成に努めているか。				
(3) 規範意識の向上に向けた関係機関との連携による取組	A	B	C	特 記 事 項
① 警察、福祉や青少年健全育成に関する部局、保護司などの関係機関や民間団体等と連携し、「非行防止教室」などの学習機会を設け、児童生徒の規範意識の向上に向けて、少年非行・犯罪の実情に即した具体的な指導を行っているか。				

不審者の侵入への対応チェックリスト

(1) 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に講じて いる代替措置又は今後の改 善計画
	行っ て い る	行っ て い な い	
①教職員の共通理解と校内体制			
・ 教職員の危機管理意識の高揚			
・ 教職員間の危機管理についての共通理解と定期的な情報交換			
・ 緊急時に対応できる役割分担等の校内体制の見直しと確認			
・ 緊急時の対応の在り方の共通理解			
・ 緊急通報体制の見直しと確認			
・ 避難訓練を含めた緊急時の対応についての児童生徒への指導の徹底			
②来訪者の確認			
・ 来訪者の出入口や受付手続き等の明示と周知徹底			
・ 来訪者を確認できる校内体制の整備			
・ 来訪者への声かけの励行			
③関係機関との連携			
・ 警察等関係機関との日ごろからの連携の強化（緊急時の対応についての共通理解）			
・ 地域における学校間連絡網の整備と確認			
・ 学校安全に関する連絡会など情報交換の場の設置と開催			
・ 学校周辺を徘徊する不審者等の情報提供依頼			
④地域との連携			
・ 自校の取組についての説明と協力依頼			
・ 学校周辺を徘徊する不審者等の情報提供依頼			
・ 情報交換の場の設置			
・ 学校支援ボランティアや青少年補導員等への危機管理面での協力依頼			
・ 地域との信頼・協力関係の構築			
⑤保護者との連携			
・ 自校の取組についての説明と協力依頼			
・ 学校周辺を徘徊する不審者等の情報提供依頼			
・ 情報交換の場の設置			
・ 保護者の協力による校外指導等の強化			
・ 迅速な連絡体制の見直しや確認			
⑥始業前や休み時間、昼休み・放課後等における安全確保の体制			
・ 校内巡視などの校内体制の整備			
・ 緊急時の連絡方法の確認			
・ 緊急時の対応についての児童生徒への指導			

点 検 項 目	措置状況		行っていない場合に講じて いる代替措置又は今後の改 善計画
	行っ てい る	行っ て い ない	
⑦登下校時における安全確保の体制			
・定められた通学路による登下校の徹底			
・下校時刻を守らせる指導の徹底			
・学校周辺や学区の危険箇所の把握と児童生徒 への注意喚起			
・「子ども110番の家」等、緊急時の連絡場 所の明示と児童生徒への周知徹底			
・児童生徒への緊急事態の際の対応の指導			
・集団登下校の徹底（小学校）や複数による登 下校の奨励（中学校・高等学校）			
・地域や保護者への協力依頼			
・欠席や遅刻・早退等の確認や連絡の徹底			
⑧安全に配慮した学校の開放			
・開放区域と非開放区域との区別の明示			
・非開放区域への侵入防止対策の実施			
・安全確保のための保護者等への協力依頼			
・教職員による校内巡視等の実施			
⑨学校施設面における安全確保			
・安全点検チェックリストの見直しと安全点検 の徹底			
・破損・故障箇所の迅速な補修			
・防犯システムの点検			
・校舎内外の施錠の確認			
・死角等の再確認と解消			
・不必要な出入口の閉鎖や関係者以外の立入禁 止表示			

(2) 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措置状況		行っていない場合に講じて いる代替措置又は今後の改 善計画
	行っ てい る	行っ て い ない	
①学校周辺の不審者情報への対応			
・児童生徒の安全確保			
・警察への連絡			
・校舎内外の巡視の強化等			
・近隣の学校等への連絡			
・児童生徒の安全な登下校に向けた対応			
・安全確保のための地域や保護者との協力体制 の整備			
・教育委員会への連絡			
②突然の危険な侵入者への対応			
・児童生徒の安全確保			
・全教職員への緊急連絡			
・警察等への緊急通報			
・発生現場への救援体制			
・児童生徒の避難誘導			

主な参考図書等一覧（官公庁等）

【文部省、総務庁等関係】

「幼稚園教育要領」「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」文部省告示（平成10年12月）

「高等学校学習指導要領」文部省告示（平成11年3月）

中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（平成8年7月）

中央教育審議会答申「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機―」
（平成10年6月）

「生徒指導の手引き（改訂版）」文部省（昭和56年9月）

生徒指導資料第9集「中学校における学業指導に関する諸問題」（昭和48年3月）

生徒指導資料第20集「生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導」文部省（昭和63年3月）

生徒指導資料第21集「学校における教育相談の考え方・進め方―中学校・高等学校編―」

文部省（平成2年3月）

パンフレット「「確かな学力」と「豊かな心」を子どもたちにはぐくむために」

文部科学省（2003年3月）

「少年の問題行動等に関する調査研究報告『心と行動のネットワーク』」

～「心」のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へ～（2001年4月）

【栃木県、栃木県教育委員会等関係】

「児童生徒指導の指針―心豊かな栃木の子どもを育てるために―」

栃木県教育委員会（平成12年9月）

「児童生徒指導資料集 児童生徒の健全育成を目指して」（16）（17）（18）（19）

栃木県教育委員会義務教育課

「高等学校生徒指導資料」（17）（19）（20）（21）（22）（26）（27） 栃木県教育委員会高校教育課

「平成15年度 初任者研修の手引（小学校・中学校）」栃木県教育委員会（平成15年3月）

【他県等の資料関係】

「信頼関係の確立を目指して―体罰等の根絶のために―」埼玉県教育委員会（平成10年2月）

【 児 童 ・ 生 徒 指 導 の 充 実 を 目 指 し て 】

発行年月 平成 1 5 年 1 1 月

発 行 者 栃木県教育委員会

作 成	栃木県教育委員会	総務課	児童生徒指導推進室
	室 長 須 藤 稔		〔兼務職員〕
	課長補佐 島 洋 一	指導主事	高 橋 哲 也
	副 主 幹 鶴 見 重 人	指導主事	丸 茂 博
	副 主 幹 菊 地 透	指導主事	村 山 二 郎
	指導主事兼 社会教育主事 柳 田 伸 二	指導主事	小田林 宏 至

〒 3 2 0 - 8 5 0 1 宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 2 0 号
Tel 0 2 8 - 6 2 3 - 3 3 5 9



いきいき栃木っ子3あい運動

ー学びあい 喜びあい はげましあおうー



とちぎ
心のルネッサンス

「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動

ーうちの子・よその子・栃木の子、みんなで育てて明るい未来ー

- 人に迷惑をかけることは「ダメ」と言おう
- 「あいさつ」の輪を広げよう
- 「本の時間」をつくろう